

各少年鑑別所視察委員会の 意見に対する措置等報告一覧表

令和3年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	R3. 7. 28	居室内のカーペットについて、長年交換されていないことが確認されたため、ダニ、ほこり、菌などにより、在所者の健康を害することのないよう、交換を求める。	カーペットを張り替えてから５年経過していることが確認されたため、予算の都合上可能な範囲で、一部居室をアレルギ対応のカーペットに交換した。
2	札幌少鑑	R4. 3. 31	視察委員会の存在や趣旨を周知し、かつ、在所者が意見や提案を行いやすくするため、入所時に意見・提案箱の説明をする際、意見・提案書の用紙１枚と記載例を渡すこと、視察委員会の開催前日までに視察委員会についてのアンケートを実施し、必ず提出させることを求める。	意見・提案書の用紙は現在も入所時に渡している。記載例については、導入に向けて内容を検討したい。 アンケートの実施は可能であるものの、提出の強制は困難である。
3	札幌少鑑	R4. 3. 31	付添人との面会の機会を十分に確保するため、在所者が付添人と面会をしたいと申し出た場合、少年鑑別所は、即時に付添人の所属事務所に電話又はＦＡＸにより連絡を行うことを求める。	通達に定めがないことから行っていない。 在所者本人から付添人への連絡に疎漏がないよう留意することとしたい。
4	札幌少鑑	R4. 3. 31	函館少年鑑別支所及び釧路少年鑑別支所の運動場について、在所者と近隣住民双方のプライバシー保護のため、現状の予算制度の範囲内で可能な遮蔽措置等の対策を検討されたい。	予算内での効果的な対策について、近隣住民の意向も踏まえ検討したい。
5	札幌少鑑	R4. 3. 31	函館少年鑑別支所及び釧路少年鑑別支所に保護室の設置、又は同室の設置が建物の構造上不可能であれば、単独室を改造するなどして、保護室と同様の機能を有する居室を設けることを検討されたい。	予算措置が必要となり、当所限りで実施することは困難であるため、本意見を上級官庁に報告する。
6	札幌少鑑	R4. 3. 31	新型コロナワクチン接種を希望する在所者に対し、同ワクチンの接種を検討されたい。	収容期間が短期であるため、原則、行っていないが、既にワクチンを１回又は２回接種した状態で入所した者等に対しては、本人の希望を踏まえ、地方公共団体等と調整してワクチン接種の実施を検討することとしている。
7	旭川少鑑	R4. 2. 21	在所者の入浴について、ＬＧＢＴである在所者等への配慮として、女子在所者に限らず男子在所者も一律で単独入浴とするよう早急に運用の改善を図られたい。	女子在所者については、同時に在所する人数が少ないことや、浴室がユニットバスであることから、単独入浴としている。 限られた時間内に十分な入浴時間を確保するためには、一律に単独入浴とすることはできないが、男子在所者であるからといって一律に集団で入浴させるわけではなく、個別の事情を踏まえた上で、判断し、実施している。
8	旭川少鑑	R4. 2. 21	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、職員の暗視スコープの使用を検討されたい。	照明の光量の減少や遮光措置については、保安上支障を来すため現状の運用を変更するのは困難である。また、職員用の暗視スコープの導入は、通常よりも視野が狭くなるため夜間における在所者の動静視察を困難にするほか、突然の停電等で非常灯が意図せず点灯すれば一瞬にして目がくらむおそれがあり、また、高価なため予算上の理由からも直ちに実施することはできない。
9	旭川少鑑	R4. 2. 21	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、在所者へのアイマスクの貸与・自弁購入等を可能とするなど改善を図られたい。	保安上の必要性から就寝中の在所者の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状のままとする。
10	旭川少鑑	R4. 2. 21	在所者の入浴（シャワーのみを含む。）頻度について現行の原則夏季週５回、冬季週３回から増加するよう、また入浴日の間隔について現行の最長中３日間から短縮するよう求める。	現行においても、気候等に配慮し、入浴に加えて夏季においてはシャワー浴を取り入れているところであるが、入浴回数を増加させることは、予算事情を考慮すると困難である。また、入浴は、関係法令の定めに基づき保健衛生に配慮した上で必要十分な回数を確保している。
11	青森少鑑	R4. 3. 31	し好品（菓子）の自弁購入に係る品目が、在所者のし好に合っていないと思われるので、改善を検討されたい。	定期的に、し好調査を行うなどして、在所者のし好に合った品目に変更することを検討中である。
12	青森少鑑	R4. 3. 31	視察委員会の会議当日に外国籍の在所者が在所している場合には、事前に連絡していただくとともに、視察委員会が要望する場合は、当該在所者との面接に係る通訳人を確保することについて検討されたい。	外国籍在所者について、事前に連絡することは可能であり、視察委員会から要望があった際には、通訳人の確保に努めることとしたい。ただし、入所から間がなく、時間的に通訳人の確保が難しい場合や、対象言語によっては、通訳人の確保ができない場合がある。
13	仙台少鑑	R4. 3. 23	仙台少年鑑別所において、書籍等の拡充を図ること、１回の貸与書籍（漫画を含む。）の冊数を増やすことを検討されたい。	備付書籍については、令和３年度に１５０冊を購入し充実を図った。今後も予算の範囲内で計画的に拡充を図っていく。また、貸与冊数については、同年度に１週当たり１８冊から２８冊に増やしており、更に貸与冊数を増やすことについては、検討していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
14	仙台少鑑	R4. 3. 23	盛岡少年鑑別支所において、書籍等の拡充を図ること、1回の貸与書籍（漫画を含む。）の冊数を増やすことを検討されたい。	備付書籍については、毎年予算の範囲内で計画的な拡充を図っている。貸与冊数については、1日5冊までとしているが、冊数の増加については在所者からの意見も踏まえた上で、検討していきたい。
15	仙台少鑑	R4. 3. 23	山形少年鑑別支所において、書籍等の拡充を図ること、1回の貸与書籍（漫画を含む。）の冊数を増やすことを検討されたい。	備付書籍については、毎年予算の範囲内で計画的な拡充を図っている。貸与冊数については、月曜日から木曜日までは1日3冊まで、金曜日は10冊までとしているが、冊数の増加については在所者からの意見も踏まえた上で、検討していきたい。
16	仙台少鑑	R4. 3. 23	仙台少年鑑別所において、室温調節の不備等によって在所者に負担が掛かることのないよう、室温の調整及び空調の整備について検討されたい。	夏季は、扇風機や施設内に設置されたエアコンを稼働させ、冬季は、暖房機器やエアコンを稼働させるなどし、温度調整を図っている。
17	仙台少鑑	R4. 3. 23	盛岡少年鑑別支所において、室温調節の不備等によって在所者に負担が掛かることのないよう、室温の調整及び空調の整備について検討されたい。	夏季は扇風機、冬季は暖房設備を稼働させているほか、特に夏季については暑さで在所者に負担が掛からないよう、施設内に設置されたエアコンを有効に活用し収容区域全体の温度調整を図っている。
18	仙台少鑑	R4. 3. 23	山形少年鑑別支所において、室温調節の不備等によって在所者に負担が掛かることのないよう、室温の調整及び空調の整備について検討されたい。	夏季は扇風機、冬季は暖房設備を稼働させている。特に夏季は、暑さで在所者に負担が掛からないよう、施設内に設置されたエアコンを有効に活用して収容区域全体の温度調整を図り、居室内の温度調整に配慮している。
19	仙台少鑑	R4. 3. 23	仙台少年鑑別所（支所を含む。）において、就寝時の居室の照明をもう少し暗くするほか、必要に応じてアイマスクの着用を認めるなどの対応について検討されたい。	居室照明の光量を減少することは、保安上支障を来すことから、現状の運用を変更することは困難である。また、アイマスクについても顔の一部を覆うことは、保安上、動静把握に支障が生じることとなるため、実施は困難である。
20	仙台少鑑	R4. 3. 23	盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所において、女性職員が常在所している体制を構築できるよう、人員配置を工夫するよう要望する。	本支所間において、必要に応じて可能な限り応援職員を派遣する体制を構築しているが、職員配置については、施設限りの対応は困難である。視察委員会からの要望事項については上級官庁に報告する。
21	仙台少鑑	R4. 3. 23	仙台少年鑑別所において、異性の大人に恐怖心を抱いている女子在所者が少なからずいることから、女子の入所の際は、異性の職員が対応することについて問題がないかどうかを本人に確認していただくよう要望する。	入所時には所内生活等に対する不安について聞き取り、丁寧にオリエンテーションを行っている。女子在所者で異性の大人に恐怖心を示すものがあった場合は、可能な限り女性職員が対応することとしている。
22	仙台少鑑	R4. 3. 23	盛岡少年鑑別支所において、異性の大人に恐怖心を抱いている女子在所者が少なからずいることから、女子の入所の際は、異性の職員が対応することについて問題がないかどうかを本人に確認していただくよう要望する。	入所時には所内生活等に対する不安について聞き取り、丁寧にオリエンテーションを行っている。女子の入所があった際は、可能な限り女性職員が対応することとしており、盛岡少年鑑別支所職員で対応できない場合は、仙台少年鑑別所や盛岡少年院からの応援により対応している。
23	仙台少鑑	R4. 3. 23	山形少年鑑別支所において、異性の大人に恐怖心を抱いている女子在所者が少なからずいることから、女子の入所の際は、異性の職員が対応することについて問題がないかどうかを本人に確認していただくよう要望する。	入所時には所内生活等に対する不安について聞き取り、丁寧にオリエンテーションを行っている。女子の入所があった際は、可能な限り女性職員が対応することとしており、山形少年鑑別支所職員で対応できない場合は、仙台少年鑑別所や山形刑務所からの応援により対応している。
24	仙台少鑑	R4. 3. 23	仙台少年鑑別所において、意見・提案箱に関する周知として次の対応を求める。 ①意見・提案書については、生活のしおりに用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。 ②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。 ③意見・提案箱に関する説明の際、不利益が生じるものではないことなどについても情報提供していただきたい。	意見・提案書の用紙は、生活のしおりに2枚入れている。意見・提案箱の周知に関しては、提案箱にその設置目的を表示するとともに、入所時及び観護措置更新決定の告知時に、統括専門官等から施設の運営に係る意見・提案を受け付けている旨説明している。また、説明の際には、意見・提案書の提出により不利益が生じるものではないことも説明している。
25	仙台少鑑	R4. 3. 23	盛岡少年鑑別支所において、意見・提案箱に関する周知として次の対応を求める。 ①意見・提案書については、生活のしおりに用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。 ②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。 ③意見・提案箱に関する説明の際、不利益が生じるものではないことなどについても情報提供していただきたい。	意見・提案書の用紙は生活のしおりに複数枚入れている。意見・提案箱の周知については、入所時及び観護措置更新決定の告知時等に確実にっており、説明する際には、不利益が生じるものではないことも説明している。
26	仙台少鑑	R4. 3. 23	山形少年鑑別支所において、意見・提案箱に関する周知として次の対応を求める。	意見・提案書の用紙は、生活のしおりに2枚入れている。意見・提案箱の周知については、入所時及

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			①意見・提案書については、生活のしおりに用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。 ②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。③意見・提案箱に関する説明の際、不利益が生じるものではないことなどについても情報提供していただきたい。	び観護措置更新決定の告知時等に統括専門官が当該制度について不利益が生じないことも含めて、在所者には確実に説明している。
27	仙台少鑑	R4.3.23	仙台少年鑑別所、盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所の3施設において視察委員会を開催する必要があることから、テレビ遠隔通信システム等の使用ではなく、可能な限り各委員が顔を合わせる形での開催が可能となるよう予算措置を講じるなどの対応をお願いしたい。	頂いた御意見は上級官庁に報告する。
28	秋田少鑑	R4.3.30	共有スペースの冷房設備について、熱帯夜の場合には、寝苦しく感じることもあり、睡眠不足により、在所者の体調に悪影響を及ぼすことも考えられる。一定の温度まで気温が下がらない場合には、就寝後も冷房設備を稼働したままにする運用を検討していただきたい。	就寝後も冷房設備を稼働したままにすることは、予算上の制約もあり実施することは困難であるが、夏季処遇中においては、居室内における扇風機の夜間使用、うちわ及びアイスノンの貸与等を行っている。今後も当所の予算事情等において可能な範囲で暑さ対策等の充実を図りたい。
29	秋田少鑑	R4.3.30	入浴の回数について、週3回（月・水・金）の入浴のほか、夏季には週2回（火・木）シャワー浴を実施していると伺っているが、土日を含め毎日入浴するのが望ましいと考えられる。また、予算面を考慮する必要があるとしても、夏季のみシャワー浴を実施するのは必ずしも合理的とは言えず、入浴・シャワー浴の実施回数について、検討していただきたい。	入浴は関係法令に基づき、必要な回数を確保し、保健衛生にも配慮した上で、実施している。入浴回数を増やすことは、予算事情等から困難である。
30	秋田少鑑	R4.3.30	在所者に対しては、観護措置を含め、改善・教育を目的とする措置が実施されるべきところ、コミュニケーション能力が不足しているため、問題行動に走る者も多いことから、在所者間の会話（私語）を一切禁止するとの運用は改められるべきである。	在所者間の会話を一律に禁止している事実はなく、規律及び秩序を維持する観点から、事件のことや個人情報について他の人に話すことや聞くこと、また、会話を禁止されている場面で理由もなく他の人と会話しないことを遵守事項において定めている。
31	秋田少鑑	R4.3.30	就寝時における感染症対策の観点から、可能であるならば、床の上にすのこ等を置き、その上に布団を敷いて、在所者を就寝させていただきたい。	就寝時における感染症対策の観点から、在所者が使用する布団について、晴天時における天日干しの実施及び在所者の退所後における布団乾燥機による乾燥を行っており、居室の床面については、1か月に1回、消毒液の散布を実施し、退所後は掃除機等により床面の掃除を行うことで感染症予防に努めているため、すのこの導入はしないこととする。
32	秋田少鑑	R4.3.30	性同一性障害が疑われる在所者に対しては、配慮が十分なされるべきであり、また、性同一性障害を有する在所者に関する対応マニュアルの作成も検討されるべきである。	性同一性障害を有する（疑いを含む。）在所者に対しては、上級官庁が示す処遇指針を標準として、その特性に応じた個別の処遇方針を作成し、必要な配慮をすることとしている。
33	福島少鑑	R4.3.29	在所者の意見・提案箱の利用が進んでいないため、在所者への更なる周知の工夫を求める。	入所時オリエンテーションにおける説明、ポスター掲示等による周知を引き続き行うとともに、他の周知方法についても検討を行う。
34	福島少鑑	R4.3.29	休庁日の勤務体制について、男女共同参画の視点を含め、常に女性職員が勤務するようにすべきである。	当所では、複数の女性職員が配置され、女子在所者の処遇に従事しているところ、夜間・休日に至るまで、全ての場面で女性職員が対応することは困難である。 更なる女性職員の補充については、当所のみでの対応は困難であるため、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
35	福島少鑑	R4.3.29	所内生活の説明について、生活のしお리를読むよう指導しているが、在所者の能力等、個別事情を考慮した上で、口頭説明や繰り返しの説明を行っていただきたい。	従前から、担当の法務技官（心理）や担当の法務教官以外の職員からも、所内生活の説明をこまめに行っているところ、心情や発達上の特性等を踏まえた説明を要する在所者がいることを念頭に置きつつ、引き続き、在所者への説明を丁寧に実施するよう努める。
36	福島少鑑	R4.3.29	面会を遮蔽板がある状態で実施されたことについて、新型コロナウイルス感染症対策として実施されたものであったとしても、本来の方法と異なる方式で面会を実施する場合には、その趣旨を在所者に丁寧に説明することが必要である。	新型コロナウイルス感染症対策については、担当の法務技官（心理）や担当の法務教官以外の職員からも、こまめに説明を行っているところ、心情や発達上の特性等を踏まえた説明を要する在所者がいることも念頭に置きつつ、引き続き、在所者への説明を丁寧に実施するよう努める。
37	福島少鑑	R4.3.29	在所者の要望に応じた書籍等の整備を推進されたい。	今後も在所者のニーズを踏まえた書籍の整備を行うため、備付書籍を選定する際は、予算事情を勘案した上で、在所者の退所時のアンケートや職員ア

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				ンケートなどを参考に、豊富な種類の読みやすい書籍をそろえるよう配慮する。
38	福島少鑑	R4. 3. 29	勤務体制について、一月当たりの宿日直勤務回数が少なくないように思われるが、昨今求められている働き方改革に反していないかを点検すべきである。	職員の勤務時間等の把握、ストレスチェック、職員面接等を通じて、勤務状況に係る点検・確認等を実施している。 なお、宿日直勤務の回数等については、各種規程に定める範囲内で設定している。
39	福島少鑑	R4. 3. 29	地域援助について、関係機関との連携構築のため、各地教育委員会への広報活動等を実施し、業務の拡大をしていただきたい。	地域援助業務については、見学や講演の機会を通じてその広報に努めているところ、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意した広報の方法を工夫しつつ、その周知と拡大に努める。
40	福島少鑑	R4. 3. 29	視察委員会に提供される情報のうち、地域援助の新規受理件数と継続件数との区別がなされておらず、件数が増加しているか検証ができないため、今後、実施件数の報告についてはこれらを区別していただきたい。	当所における地域援助の実施件数について、新規件数と継続件数を区別して情報提供することとする。
41	前橋少鑑	R4. 3. 23	在所者の居室、廊下及び共用部分にエアコンの設置を求める。	予算の都合等、当所限りでは対応が困難な事情があるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
42	前橋少鑑	R4. 3. 23	監督当直室を増設し、男性職員と女性職員が使用する監督当直室を分けることを求める。	予算の都合等、当所限りでは対応が困難な事情があるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
43	さいたま少鑑	R4. 3. 10	視察委員会の活動における新型コロナウイルス感染症対策として、視察委員と在所者による安全かつ安心な充実した面接が可能となるよう、感染拡大の状況に応じて、面接の場所を広い部屋にするなどの対策を講じられたい。	視察委員と在所者の面接については、飛まつ防止用のアクリル板を設置した上で、当所において最も広い調査室及びレクリエーション室を使用して面接を実施できるようにしたほか、必要に応じて、フェイスシールド等の防護具についても活用するなどして対応していきたい。
44	さいたま少鑑	R4. 3. 10	在所者の居室内の点検や視察を行う際には、あらかじめ在所者に点検や視察の目的及び必要性を十分に説明して、その理解を得た上、点検や視察の言動にも注意しながら在所者のプライバシーに対する配慮を念頭に置いた対応を実施されたい。	在所者の身体、着衣、所持品及び居室の検査並びに巡回視察については、法令に定める範囲で、在所者の羞恥心を損なわないように配慮して実施しているが、検査や巡回視察の目的及び必要性を在所者に説明することについては、入所時オリエンテーションの際に、より丁寧に行うこととし、検査や巡回視察における職員の言動についても一層注意することとしたい。
45	さいたま少鑑	R4. 3. 10	居室内の和式トイレの使いづらさや巡回時の職員の足音など、施設の老朽化に伴い生じる、在所者の日常生活上の問題については、処遇改善のために必要な予算措置や職員配置を積極的に上級官庁に対して要求し、処遇環境の改善を図られたい。	施設設備の改修等については、上級官庁に報告することとするが、しゃがむことが困難な事情等がある在所者については、洋式トイレが使える居室を指定するなどの配慮を実施している。 また、巡回時の職員の足音については、所内の会議等において改めて配慮するよう職員に対して周知することとしたい。
46	千葉少鑑	R3. 9. 22	入所者が毎日入浴又はシャワーを利用できるだけの予算措置及び人員配置を講じるよう、法務本省に求める。また、施設の取組・工夫による入浴又はシャワーの回数の増加を求める。	夏季については回数を増加して実施しているところだが、引き続き必要な予算及び増員について上級官庁に報告する。
47	千葉少鑑	R3. 9. 22	食事を他施設で調理する実情等については承知しているが、夕食の時間が早すぎると思われるため、もう少し遅らせるよう法務本省に予算措置及び人員配置を講じるよう求める。	夕食の時間を遅らせるためには、新たな配置等を要し、現状の変更は相当困難であるが、引き続き必要な予算及び増員について上級官庁に報告する。
48	千葉少鑑	R3. 9. 22	貸出用の書籍等の貸与数や貸出回数の増加について検討されたい。	書籍の貸出しは週2回、1回当たり6冊（平日）又は8冊（休日前）を上限としているところ、書籍等の貸与数は十分な冊数を設定していること及び貸与回数の増加は他の日課にも影響することから、現在の取扱いを変更しない予定である。
49	千葉少鑑	R3. 9. 22	し好品（菓子等）の購入数について検討されたい。	在所者が自弁で購入できるし好品（菓子等）は、菓子及び飲料として過当たり最大9点購入できることとしており、現状においては変更しないこととする。
50	千葉少鑑	R3. 9. 22	在所者が利用できるパズルの種類について検討されたい。	今後パズルの種類について拡充を検討する。
51	千葉少鑑	R4. 3. 28	夏季冬季を問わず、居室部分が適正温度となる程度の夜間も含めたエアコン利用及びより質の高い防寒対策（防寒効果の高い布団等）について、エアコン設置予算だけではなく、運用に必要な電気代等の予算措置を法務本省に求める。	頂いた御意見について、上級官庁に報告する。
52	千葉少鑑	R4. 3. 28	退所時アンケートから、職員によって指導態度や指導内容に差異があること等の記載が認められたため、生活のしおりの定期的な見直しや職員研修の実施を	定期的に生活のしおりの改正を実施しているほか、少年鑑別所法第28条に規定する生活態度に関する助言及び指導について、庁内会議や研修などを

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			検討されたい。	通じて、指導内容に差異が生じないよう、統一的な処遇の在り方についての検討を随時行っていく。
53	千葉少鑑	R4.3.28	少年鑑別所法第73条に定められる遵守事項等について、生活のしおりに記載があるが、曖昧かつ不明確な表現と感じられ、在所者にとって必要以上の萎縮、行動の自由の制約をもたらすものとなるため、遵守事項の記載方法や文言について検討されたい。	遵守事項の記載方法について上級官庁と調整しつつ、必要な検討を行っていく。
54	東京少鑑	R4.3.31	令和3年度、視察委員会の開催時期が遅くなった。コロナ禍による影響もあるが、日程調整の遅れが原因である。早めの日程の確定に努められたい。	今後も、引き続き視察委員会と緊密な連絡を取り、早期に円滑な日程調整を行うよう努める。
55	東京少鑑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症対策については、詳細な規定に基づいて適切な対応を行っていることが確認された。今後、検温の義務付け、問診及び連絡先の情報提供など、より効果的な対策の実施を検討することが必要である。	新型コロナウイルス感染症対策については、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」などに基づき、必要な内規の整備、物品の調達及び設備の設置等の措置を実施してきたところ、今後も、引き続きより効果的な対策について検討し、実現可能なものから導入していく。
56	東京少鑑	R4.3.31	暑さ対策について、廊下へのスポットクーラーの設置等が行われているところではあるが、夏季の在所者の健康管理が職員の過剰な負担になっている可能性が推察され、根本的な対処の必要性があると考えており、工夫に努められたい。	令和3年度、寮舎3階居室に換気扇を設置し、冷気を室内に取り入れやすくする、屋上散水設備を設置する等の暑さ対策を講じた。今後も、予算事情を踏まえ、必要な対策の導入を検討していく。
57	東京少鑑	R4.3.31	寒さ対策について、令和3年度も継続して気温測定を実施しており、その結果に基づき必要な配慮をされたい。	これまで、防寒肌着、防寒衣類及び膝掛け毛布を貸与したり、廊下を暖房で暖めて居室内に暖気が流れ込むようにしたりする等の措置を講じた。今後も収容環境に関する情報収集を継続し、必要な対策を実施していく。
58	東京少鑑	R4.3.31	新型コロナウイルス感染症対策として寮配置を見直したことにより、以前のように寒さを感じなくなったことは歓迎すべきである。さらに廊下のストーブや遮蔽カーテンの設置により、かなりの効果が期待できる。引き続き寒さ対策を充実されたい。	今後も、予算事情を踏まえ、必要な寒さ対策を実施していく。
59	東京少鑑	R4.3.31	温食給与について、特に冬季においては、せめて御飯だけでも、電子レンジで温めるなど、可能な方法がないかを引き続き検討されたい。	令和4年度における給食用弁当の調達に係る仕様に保温機能を持つ運搬容器の使用を盛り込むことで、温食給与に近付けるための措置を講じた。今後も可能な対策について検討していく。
60	東京少鑑	R4.3.31	副食費について、予算が決まっていることは承知しているが、品数が少ないことで満足が得られない状況があることが推測される。食事が在所者の情操に与える影響は少なくないことから、量の充実について更なる検討をされたい。	予算事情及び適切な契約手続を踏まえた上で、在所者の嗜好などについて契約業者と情報を共有し、ボリュームを含めて、在所者が満足感を得られる給食用弁当の調達ができるよう、契約業者に働きかけていく。
61	東京少鑑	R4.3.31	高圧的な態度や在所者が嫌味に感じる指導をする職員がいることがうかがわれる。親護処遇の在り方について改めて検討し、適切な対応を心掛けられたい。	職員が、在所者それぞれの心情や特性を踏まえて、丁寧な指導を行うことができるよう、職員研修などを行うこととしている。
62	東京少鑑	R4.3.31	原則30分の面会時間は非常に重要なものとして確保するための最大限の努力を求めたい。やむを得ず時間短縮せざるを得ないような場合でも、保護者や在所者の思いに十分に配慮し、必要な説明などを行うよう希望する。	引き続き30分の面会時間の確保に努め、時間短縮は可能な限り回避するよう努める。 なお、面会待合者数の状況等を考慮し、面会時間を短縮せざるを得ない場合には、引き続き面会者等の心情に配慮した丁寧な説明に努める。
63	東京少鑑	R4.3.31	面会待合室での順番待ちについて、一定の情報提供はなされているものの、落ち着いた面会人の気持ちも理解できることから、できる限り待ち時間の予測ができるような工夫をされたい。	面会の待ち時間に係る実情を把握した上で、面会人の心情に配慮するための適切な情報提供の在り方について検討していく。
64	東京少鑑	R4.3.31	面会可能な範囲について、在所者にとって必要な面会ができないことのないよう一層の配慮をお願いするとともに、面会不可の場合は、丁寧に在所者や保護者に説明されたい。	面会可能な範囲については、法令に基づいて適切に判断し、許可できない場合には、引き続き丁寧な対応に努める。
65	東京少鑑	R4.3.31	薬の処方について、適切に対応していると承知しているが、在所者によって薬の依存度等が異なることから、これまで以上に十分な説明在所者に対して実施されたい。	在所者によって、投薬を求める気持ちは様々であることを考慮し、引き続き丁寧な説明に努める。
66	東京少鑑	R4.3.31	施設の老朽化により在所者の生活環境が良くないことがうかがわれ、ほこりっぽさなど、在所者の健康への影響まで示唆するものとなっていることから、生活環境の抜本的な解決方法を模索されたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できないため、上級官庁に報告する。
67	東京少鑑	R4.3.31	屋根のコイル状の有刺鉄線は、施設通行中に視界に入りやすく、威圧感、隔離感を強く抱かせるものであるため、別の形状の設備にすることを強く求める。	有刺鉄線は、収容の確保を目的として、種々の検討を重ねて設置したものであるが、威圧感、隔離感が大きいといった短所も認められるため、代替可能

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				な設備について、引き続き検討する。
68	東京少鑑	R4. 3. 31	投かんが少ない意見・提案箱のほかに、在所者の意見表明権を保障するため、退所が決まった在所者に視察委員会宛てのアンケートを年2回実施するなどの機会の確保を前向きに検討されたい。	これまで、視察委員会の求めに応じて、複数年度にわたるアンケートを実施するなど、在所者の意見・提案を調査する措置を講じてきており、今後も、視察委員会からの要請について前向きに検討し、実現可能なものから実施していく。
69	東京少鑑	R4. 3. 31	冷暖房など施設設備の維持・改修等には高額な財政支出を伴うため、施設限りで解決できないことは承知しているが、エビデンスなどの根拠資料を整え、必要な環境整備に必要な見積もりを提示するなど実現に向けての努力を継続されたい。	これまでも収容環境整備に要する費用を上級官庁に提示するなどしており、今後も継続していく。
70	東京西少鑑	R4. 3. 8	今後とも引き続き、個々の在所者の人権を尊重した対応を継続されたい。	今後も、在所者に対しては、丁寧な対応をするよう職員へ指導する。
71	東京西少鑑	R4. 3. 8	従来から蔵書の充実・豊富化に努めていると理解しているが、今後も蔵書の充実を図るほか、週2回の書籍の貸出しについて、機会を増やすことを検討されたい。	今後在所者のニーズを踏まえた書籍の整備を行うため、整備前には在所者へのアンケートを実施する。 また、書籍の貸出機会については、週に2回、1回当たり最大10冊までの貸与を認めていることに加え、貸出日が休日等の場合は、その前の貸出日の貸出冊数を増やす対応をしているが、更なる対応を検討する。
72	東京西少鑑	R4. 3. 8	冬季の寒さ対策について、在所者の意向を確認して、希望がある場合には、膝掛け毛布等の貸与ができないか検討されたい。	冬季においては、通常貸与している毛布を膝に掛けて使用するのを認めることとした。
73	東京西少鑑	R4. 3. 8	男子在所者のヘアピン使用が禁止されている点について、保安上の問題がないのであれば、男子も使用できないか検討されたい。	ヘアピンの使用については、「在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令」（平成27年矯少訓第17号大臣訓令）において、男子在所者の使用が認められていないため、当所限りで対応することは困難であるので、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
74	東京西少鑑	R4. 3. 8	在所者の切手の購入機会が週に1回とされているため、購入可能日の直後に入所した在所者については、購入機会が1週間近く後になり、家族等への連絡のタイミングが遅れてしまうため、切手の購入可能日の直後に入所した在所者について、別途購入機会を設けるなどの対応を検討されたい。	切手の購入可能日直後に入所した在所者で、切手を所持しておらず、信書の発信を希望する在所者に対しては、現金を所持していない者に準じた取扱いとし、郵便書簡を恵与する取扱いとした。
75	横浜少鑑	R4. 3. 24	令和3年度において、在所者への不適切な身体接触により職員が懲戒処分を受けたことを受けて、風通しの良い職場となるよう改善されたい。	職員面接など職員の心情把握の徹底に資する取組を積極的に実施しつつ、職場の風通しを良くするための取組を行いたい。
76	横浜少鑑	R4. 3. 24	対応に配慮を要する在所者に対して職員一人に対応するのではなく、組織全体で対応する方が適切であることから、在所者への対応の仕方に焦点を当てた研修を行い、情報共有のためにマニュアル作成がなされることを強く要請する。	配慮を要する在所者の対応についての医療上、保安上、処遇上の各種職員研修を実施するとともに、対応マニュアルについても作成を検討する。
77	横浜少鑑	R4. 3. 24	社会生活において働き方が多様化する中、保護者面会は在所者の健全育成にとって重要なことであるから、土日面会、電話面会及びリモート面会について検討するよう強く要請する。	職員配置上、休日に面会を実施することは困難である。また、現行法令では、電話等による通信は、在院中在所者に限られており、その他の在所者が実施することは困難である。
78	横浜少鑑	R4. 3. 24	季節を問わず、毎日入浴又はシャワー浴を実施できるよう上級官庁に予算化へ向けて改善するよう強く要請する。	入浴回数を増やすことは、予算面及び職員配置の面から当所限りでは対応が困難である。入浴及びシャワー浴の回数については、法令に基づき、夏季においてはシャワー浴を取り入れるなど保健衛生に配慮して実施しているところ、頂いた御意見については、上級官庁に伝達することとしたい。
79	横浜少鑑	R4. 3. 24	生理中の女子在所者について、毎日入浴又はシャワー浴を実施するよう要請する。	生理中の女子在所者について、毎日入浴等をさせることは、予算や職員配置等の都合で困難である。入浴日以外の日（休庁日は除く。）には衛生シートを支給するなど、代替策を講じている。
80	横浜少鑑	R4. 3. 24	女性職員が不在である休日の生理対応について、男性職員に生理であることを伝えなくても対応できるよう、あらかじめ生理用品を渡しておく、又は発言することなく色紙と引き換えに生理用品を渡す対応とすることを検討されたい。	女性職員が不在である休日の生理対応については、女子在所者の心情に配慮し、男性職員に生理であることを伝えることなく対応できるよう、あらかじめ生理用品を渡す対応をしている。
81	横浜少鑑	R4. 3. 24	今後も在所者の能力や状況を見ながら、在所者の心情安定に資するよう要所で説明や声掛けをしていただくよう要請する。	従前から、担当の法務技官（心理）や担当の法務教官以外の職員も、個々の在所者の特性に応じ、助言・指導をこまめに行っており、引き続き、在所者の心情安定に資するよう努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
82	新潟少鑑	R4. 3. 22	在所者の各居室に冷房設備を設置すべきである。	冷房設備を各居室に設置することは、予算事情の制約もあり、直ちに実施することは困難であるが、当所の予算事情等において可能な範囲で、引き続き暑さ対策の充実を図りたい。
83	新潟少鑑	R4. 3. 22	食事について、パンを主食とする献立も提供すべきである。	納入業者において対応可能な範囲で、在所者の食事の充実を図りたい。
84	甲府少鑑	R3. 10. 14	ボディソープを国費で購入し、在所者が入浴時に使用できるよう、検討されたい。	ボディソープを浴室に設置する形式で在所者に給与することとした。
85	甲府少鑑	R3. 10. 14	あかすり用のタオルを国費で購入し、在所者が入浴時に使用できるよう、検討されたい。	検討した結果、あかすり用タオルについては、これまでどおり自弁のみを許可することとした。
86	甲府少鑑	R3. 10. 14	在所者が購入できる菓子の種類を検討し、購入できる種類を増やすことを検討されたい。	在所者のし好に対応するため、在所者が購入できる菓子の種類を増やすこととした。
87	甲府少鑑	R4. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、上級官庁の通達等に基づき、予防・対策の措置を講じているところ、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する十全な予防・対策に努められたい。	法務省の指針に基づき、施設の実情に合わせた対策により感染拡大防止を図るとともに、今後も国内における感染の動向や社会情勢に応じた対応の継続に努めたい。
88	甲府少鑑	R4. 3. 31	予算上の問題もあるが、男子寮において、更にエアコンを増設することを検討されたい。	エアコンの増設については、予算事情や設備面の実情等を勘案し、引き続き検討したい。また、既設のエアコンによる冷房効果を向上させるための措置についても、併せて検討したい。
89	甲府少鑑	R4. 3. 31	地域援助業務における各種出前授業や心理相談等については、引き続き関係機関と連携して十分に実施することを検討されたい。	地域援助業務については、見学や講演の機会を通じてその広報に努めているところ、今後は、オンラインによる実施など、方法を工夫しながら取り組んでいきたい。
90	長野少鑑	R4. 3. 28	夏季の熱中症対策について、一居室への固定式冷房機の設置が実現されたところではあるが、一居室のみの機器設置をもって十分とは言い難く、機器増設を検討されたい。	エアコンの増設については、電機設備の構造上の問題や予算上の問題により、直ちに実施することは困難であるが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
91	長野少鑑	R4. 3. 28	新型コロナウイルス感染症対策について、入所時に在所者に対し一律にPCR検査、あるいは少なくとも抗原検査を実施し、一層慎重な対策を検討されたい。	予算事情等を踏まえると、一律に検査を実施することは困難であるが、嘱託医の指示の下、引き続き感染防止に万全を期すよう、対策を講じていきたい。
92	長野少鑑	R4. 3. 28	朝食について、甘味の菓子パン2個が給与されているが、甘味の食料を苦手とする在所者も想定されることから、菓子パンの一方をいわゆる惣菜パンとするなどしてバランスを保つことを検討されたい。	在所者の朝食のメニューについては食中毒防止の観点等から現在の形態になっている。御要望の趣旨は弁当納入業者に伝えるようにしたい。
93	長野少鑑	R4. 3. 28	し好品等の種数や数について改善を検討するとともに、入所時に口頭でも購入の可否及び方法を伝えるなど、可能な範囲で配慮されたい。	自費で購入できるし好品等の種数と数を増やすとともに、口頭での説明に配慮するなどの措置を講じた。
94	長野少鑑	R4. 3. 28	老朽化が目立つ施設であるところ、特に冬季において設備の不具合等があれば、施設運営に支障を来すとともに、在所者の健康に悪影響を及ぼす事態も想定されるため、設備のメンテナンス等について配慮し、修繕等の必要が確認された場合は、速やかに対処するようにされたい。	今後も施設設備の維持管理に注力し、修繕等が必要な場合には速やかに対処したい。
95	静岡少鑑	R4. 3. 29	在所者の健康上の観点から、全居室への冷暖房設備の設置及び稼働を再度要望する。	冷房設置工事については、施設限りでの対応ができないため、上級官庁に報告する。
96	静岡少鑑	R4. 3. 29	就寝時の照明について、保安上及び在所者の健康管理上、一定の明るさが必要であること及びアイマスクの貸与は規定上困難であることについて説明を受けているが、在所者の睡眠を確保するための対応・工夫を検討することについて、上級官庁に進言することを再度要望する。	在所者の就寝時間帯の居室の照明については、保安上の目的及び在所者の動静の把握のため、一定の明るさを確保する必要があるが、現在の照度を落とすことは困難である。また、規定されていない物品の貸与も困難である。 健康保持上の要請があるという意見については、上級官庁に報告する。
97	静岡少鑑	R4. 3. 29	食事のおかずについて、温かいものを給与することが望ましいところ、契約業者から対応困難との回答があったこと及び再加熱等は衛生管理上対応不可能であることについて説明を受けているが、何らかの対応を検討されたい。	再加熱することは衛生管理上困難であるが、御意見の趣旨は、弁当納入業者に伝えるようにする。
98	静岡少鑑	R4. 3. 29	入浴時に毛髪等が浮いていたり、居室水道水が赤さび色であったとの意見があることから、衛生管理を徹底されたい。	従前から浴室に毛髪取りの網を備えており、適宜除去等行っているところであり、今後徹底する。また、しばらく使用していなかった居室を使用する際に赤さび色の水が出るため、使用開始の際の確認を徹底する。
99	静岡少鑑	R4. 3. 29	新型コロナウイルス感染症対策として、在所者の面会において遮蔽板のある勾留面会室を使用しているところ、声が聞き取りにくいとして視察委員会が指摘した結果、マイク付きスピーカーが速やかに整備され	今後も可能な対策を速やかに実施する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			た。 今後も、必要な新型コロナウイルス感染症対策を施しながら、面会に係る在室者の権利を保持する水準を維持されたい。	
100	金沢少鑑	R4. 3. 22	在室時におけるスポットクーラー使用について、在室者間の公平性を担保されたい。	令和３年度、スポットクーラー１台を導入し、在室時の環境改善を図ることとしたところ、在室者の在室状況は一樣ではないため、できる限り公平に使用できる方法を検討していきたい。
101	金沢少鑑	R4. 3. 22	単独室のエアコン設置につき、上級官庁に協議することも含めて、積極的な対応を求める。	単独室のエアコン設置は、予算事情を踏まえながら検討する。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
102	金沢少鑑	R4. 3. 22	エアコン設置済みの共同室につき、利用時間の公平性に配慮しつつ、運動・入浴後の順次利用、時間制・日割制による利用など柔軟に対応されたい。	現在、エアコンが設置されているのは一部の共同室にとどまる。加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、共同室であっても複数の在室者を同時に収容するには慎重にならざるを得ない。このため、在室者全員にエアコンが行き渡らない時間帯も生じ得るが、可能な範囲で快適な環境を提供できるよう、エアコンが設置されている共同室の使用要領の工夫に努めたい。
103	金沢少鑑	R4. 3. 22	書籍等の充実化を図られたい。	当所では、既に近隣図書館の御理解の下、相当数の書籍等を定期的に借り受け、在室者の閲読に供する運用を行っているが、引き続き、予算の範囲内においても、時勢に応じた書籍等の選定に努め、充実を図りたい。
104	金沢少鑑	R4. 3. 22	借出可能な書籍数を少なく感じる在室者がいることから、１回当たり及び１日当たりの借出可能冊数の増加などについて、対応されたい。	当所では、開庁日の場合、毎朝、書籍等の借出しが可能である（１日当たり４冊まで借出可能）。閉庁日前は閉庁日分も含め借出可能である（例えば、金曜日であれば、１２冊借出可能。）。加えて、学習・就労関係の書籍等は、学習漫画等も含めて、冊数制限なく借出しが可能である。 既に相当数の書籍等を日々借出可能としており、これ以上、借出冊数を増加させれば、特定の在室者が書籍等を独占する懸念が生じるほか、鑑別のための課題への取組に影響が出る可能性があるため、現在の運用を継続したい。
105	金沢少鑑	R4. 3. 22	冬季・休日のシャワー入浴の機会保障について、積極的な改善が望まれる。 休日におけるシャワー入浴の機会保障において、人員配置上の制約・保安管理上の制約が関連しているのであれば、施設として上級官庁等に意見具申する等の対応をされたい。	入浴回数の増加については、予算の都合等を踏まえて検討する。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
106	金沢少鑑	R4. 3. 22	在室者から食物アレルギー（同アレルギーの可能性を含む。）の申告があった場合でも、問診等により単なる好き嫌いに起因するものなのか、義務教育における給食においても除去食対応となっていたか、食後運動時に体調不良等あったか等につき確認し、必要性の乏しい食事制限を避けるべきである。	食物アレルギー対応は、在室者からの申告、親族からの聴取等を踏まえ嘱託医の判断の下実施してきた。その際、事例に応じて、学校給食での状況、食後運動時の体調不良等も併せて聴取してきた。御意見を踏まえ、これら情報収集をより丁寧に実施することとしたい。
107	金沢少鑑	R4. 3. 22	在室者の外部交通権の保障の見地から、当該在室者からの弁護士・付添人面会の希望につき、弁護士・付添人に取次ぎ可能となるよう、施設として上級官庁に協議し、又は意見具申されたい。	御意見のあったことは上級官庁に報告する。
108	金沢少鑑	R4. 3. 22	在室者は、休日に居室から出ることができず、精神衛生上、不適切であることから対応を改善されたい。この件につき、職員配置上・保安上の問題があるのであれば、上級官庁に意見具申されるなど対応されたい。	休日の職員配置の関係上、在室者を居室外で処遇するのは困難であることから、居室内での処遇の充実に努めてきた。職員配置等の課題に関し御意見があったことは、上級官庁に報告する。
109	岐阜少鑑	R3. 11. 22	週１回、不織布のマスクと布マスクの２種類を在室者に配布しているが、衛生的とは言えないので、交換頻度を検討されたい。	不織布のマスクと布マスクの交換頻度を、週１回から週３回に変更した。
110	岐阜少鑑	R4. 3. 31	居室へのエアコン設置を要望する。	居室のエアコン設置工事については、施設限りで対応できないため、上級官庁に報告する。
111	岐阜少鑑	R4. 3. 31	夕食の開始時間を、もう少し遅い時刻にすることを要望する。	夕食の開始時間は、職員の勤務時間や日課の円滑な運営のほか、調理を岐阜拘置支所に依頼していることなどを踏まえて設定している。また、調理後、配食までの時間が長いと、食品衛生上の問題が生じるため、現行の夕食の開始時間を遅くすることは困難である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
112	岐阜少鑑	R4. 3. 31	書籍等の充実が図られることを要望する。	令和3年度は、在所者アンケートに加えて、職員アンケートを実施したほか、インターネット等で、最近よく読まれている書籍や健全育成に資する書籍を調べ、在所者のニーズに応じた書籍等を新たに263冊取りそろえた。
113	岐阜少鑑	R4. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査について、予算面における不安から実施にちゅうちょしないよう要望する。	嘱託医がPCR検査の実施を必要と判断した場合、速やかに実施する。
114	岐阜少鑑	R4. 3. 31	意見・提案書について、在所者の使いやすく自由な書式を定めるべきである。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められているが、在所者が私物の便箋の使用を申し出たときは、その使用を認めている。
115	岐阜少鑑	R4. 3. 31	在所者が居室を出る際に持ち物検査が行われるが、その際、視察委員会への意見・提案書を投書することが知られない工夫をすべきである。	在所者が居室を出入りする際の所持品検査については、保安上省略することはできない。 なお、在所者が意見・提案書を携行している場合は、記載内容について見ないよう周知している。
116	岐阜少鑑	R4. 3. 31	広く意見を求めるため、在所者の関係者からも気軽に意見・提案書を投書できるようにすべきである。	意見・提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものである。一方、在所者以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については、施設が必要に応じて実施すべき事項であると考えており、在所者以外の方による視察委員会に宛てた意見・提案箱を設置する予定はない。
117	岐阜少鑑	R4. 3. 31	視察委員会開催日の在所者面接について、在所者に対し、希望していない場合でも面接を求められることがある旨の説明をされたい。	入所時、視察委員会の役割と面接の趣旨について説明しているほか、生活のしおりに同様の説明を記載しているところ、今後は、これらに加えて、視察委員会開催前日及び当日に寮内放送により、視察委員による面接について在所者に告知する。
118	名古屋少鑑	R4. 3. 31	入浴回数を増やすよう引き続き検討されたい。	入浴回数の増加については、予算上の措置がなければ困難な実情にあり、引き続き上級官庁に意見具申を行う。仮に予算上の措置が講じられれば、可能な範囲内で実施する方向で検討する予定である。
119	名古屋少鑑	R4. 3. 31	入浴の際、頭髮をしっかりと乾かせるくらいのドライヤーの使用時間を設けることを検討されたい。	ドライヤーの使用時間については、頭髮の乾燥を想定した一定の目安時間を設けているものの、頭髮の量や長さなど個別の状態も考慮した上での対応を検討していく。
120	名古屋少鑑	R4. 3. 31	男子在所者もドライヤーが使えるよう検討されたい。	男子在所者にどの程度のニーズがあるかを踏まえて、検討していきたい。
121	名古屋少鑑	R4. 3. 31	シャンプーをリンスインシャンプーではなく、シャンプーとリンスが分かれているものを標準とするよう引き続き検討されたい。	入浴時間が限られているため、効率良く洗髪する観点から給与品については、リンスインシャンプーを採用している。 なお、シャンプーとリンスの差入れがあった場合は、自弁での使用を認めている。
122	名古屋少鑑	R4. 3. 31	現行の夕食開始時間が午後4時30分からとなっているのを、30分から1時間程度繰り下げることを引き続き検討いただき、早急な対応が困難な場合には、午後7時からの余暇時間に、希望者には補食を配布する対応が1年を通してできるようにすることを引き続き検討されたい。	契約業者の都合上、調理時間や納品時間を遅らせることはできないため、夕食の喫食時間を現状よりも繰り下げることは困難である。また、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯正医訓第659号大臣訓令）によって在所者の摂取カロリーが定められているため、補食の対応は困難である。
123	名古屋少鑑	R4. 3. 31	食事について、汁物の給与がなされていないため、温かい汁物の給与ができるよう検討されたい。また、おかずについては、温かいものを提供できるよう引き続き検討されたい。	限られた弁当単価の中で汁物を納入することは困難であるが、温かい汁物が給与できるよう弁当納入業者と引き続き協議を行う。また、おかずについては、衛生上の問題から温食対応は困難である。
124	名古屋少鑑	R4. 3. 31	朝食は、御飯とみそ汁など、消化が良く食べやすいメニューにするよう配慮されたい。また、朝食が菓子パンの時でも、温めて提供するのが適切なものは温めて提供できるよう検討されたい。	御要望は、適宜の機会を捉えて弁当納入業者に伝えるようにしたい。
125	名古屋少鑑	R4. 3. 31	提供される食事で足りない在所者には御飯のお代わりができるように引き続き検討されたい。	在所者一人当たりの主食の熱量は、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯正医訓第659号大臣訓令）によって定められており、健康管理上適正な摂取量で対応している。なお、身長が高い者に対する主食量の変更などの対応は同規程に基づき現状においても実施している。
126	名古屋少鑑	R4. 3. 31	冬季には在所者の居室内の空気を確実に温めるよう対策を採られたい。	令和2年度において試行的に単独室の居室上部の通気口2箇所には換気用扇風機を設置したところ、その効果が一定程度検証されたことを踏まえ、今後、廊下の暖気を取り入れるための同機器の整備を順次図っていく予定である。
127	名古屋少鑑	R4. 3. 31	気温に応じて暖房を使用できるように検討されたい。	気温に応じて暖房機器やエアコンを稼働させるなど、居室内の温度状況を踏まえつつ、在所者に身

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				体的負担が掛からないよう温度調整に配慮している。
128	名古屋少鑑	R4. 3. 31	寒い日の運動時にはフリースの着用を認めるなど寒さ対策を検討されたい。	事前に運動実施場所の気温等を確認の上、在所者のけがの防止など安全面に配慮し、適切な衣類を着用させている。
129	名古屋少鑑	R4. 3. 31	夏の就寝時の扇風機の稼働時間のタイマー設定を長くするよう検討されたい。	気温が高く、寝苦しい就寝時には、これまでも扇風機の稼働時間を長めに設定するなどしており、引き続き同様に対応していく。
130	名古屋少鑑	R4. 3. 31	ポットに入れるお茶を、熱湯にしないよう配慮されたい。	湯茶の温度確認を十分行うようにしたい。
131	名古屋少鑑	R4. 3. 31	ポットから熱いお茶が漏れないよう配慮されたい。	湯茶交換時などにおいては、これまで同様、細心の注意を払うように留意する。また、ポットを洗浄する際は、内蓋のパッキンが正常な状態であるか確認を徹底することとしたい。
132	名古屋少鑑	R4. 3. 31	学習用問題集に書き込みがされないよう管理されたい。	学習用の書籍等として整備されている問題集については、生活のおしりや同問題集の表紙部分に、書き込み等しないようにとの注意書きによる周知を図っているところであるが、機会を捉えて更に注意喚起を促すこととしたい。
133	名古屋少鑑	R4. 3. 31	土曜日以外にも漫画本を借りられるよう検討されたい。	当所の日課運営や在所者のニーズなどを踏まえ、今後検討したい。
134	名古屋少鑑	R4. 3. 31	蔵書数を増やすよう検討されたい。	備付書籍の購入については、毎年度、予算事情を勘案した上で、インターネット検索による調査や職員の意見などを参考にして書籍の選定を行っており、今後も在所者のニーズに応じて、豊富な種類の読みやすい書籍を増やすよう努める。
135	名古屋少鑑	R4. 3. 31	中学生年齢の在所者でも読みやすい本をもう少し増やすよう検討されたい。	備付書籍の購入・選定においては、今後も在所者の年齢やニーズに応じて、豊富な種類の読みやすい書籍を整備するよう努める。
136	名古屋少鑑	R4. 3. 31	娯楽のテレビを視聴できる時間を増やすよう検討されたい。	娯楽のテレビの視聴時間は、毎日、就寝時呼後の午後7時頃から就寝時までとしているが、少年鑑別所の日課運営上、これ以上のテレビの視聴時間の延長は困難である。
137	名古屋少鑑	R4. 3. 31	在所者に許可したことが後に不許可とされるなど、矛盾した対応をしないように気を付けられたい。	在所者に許可した後、特段の理由なく不許可とした事例はないものと承知している。 在所者に対しては引き続き丁寧に説明し、誤解やそごが生じないように努めていく。
138	名古屋少鑑	R4. 3. 31	在所者が希望したときには、法務技官（心理）に面接してもらえる時間を持てるよう検討されたい。	職員の配置上、全て対応することは困難であるが、できる限り在所者のニーズに応じ、またその重要性を個別に検討の上、面接機会を確保できるよう配慮したい。
139	名古屋少鑑	R4. 3. 31	在所者への注意的な声掛けが、一方的にならないよう注意されたい。	在所者の資質や理解度に応じた適切な声掛けを行うよう配慮したい。
140	名古屋少鑑	R4. 3. 31	入所時に在所者を全裸にして身体検査をする際、肛門内や陰内に物を隠していないかを確認する場合であっても、直接部位を目視する以外の方法を取り、また、立会職員については、カーテンを閉めた向こうにいる職員も同性職員とするよう配慮されたい。	入所時身体検査においては、現在もカーテン等で周囲からのぞかれないよう遮蔽した上で、同性の職員が一对一により極めて短時間で対応するなど、在所者の羞恥心などに最大限配慮しながら実施している。入所時は、特に居室内への不正物品の持ち込みに留意する必要があるところ、今後も適正に検査を実施したい。
141	名古屋少鑑	R4. 3. 31	女子在所者の衣類は、女性職員が扱うよう配慮されたい。	女性職員の人員配置上、全てそのように対応することは困難であるが、可能な限り女性職員が扱うよう努める。
142	名古屋少鑑	R4. 3. 31	女子在所者に対しては、金属探知機で検査する場合であっても、女性職員が行うよう配慮されたい。	女子在所者の身体検査については女性職員が行っているところであるが、引き続き女性職員の確保に努めてまいりたい。
143	名古屋少鑑	R4. 3. 31	所内に設置された自動販売機の飲み物については、在所者が摂取して体調に良くない影響を起こす可能性のある成分を含んだものは置かないよう配慮されたい。	所内の自動販売機は、自動販売機設置業者によって維持・管理され、市中での販売実績等を考慮して季節ごとに商品の入替が行われており、商品の入替時、要望を聞かれることもあるので、今後同様の意見が多数出てきた場合には、そのような機会を捉えて業者に伝えるようにしたい。
144	名古屋少鑑	R4. 3. 31	居室内のクッションをもう少し厚めのものにするよう検討されたい。	クッション（座布団ウレタンフォーム）は、使用しているうちに厚みや膨らみが低下してくるので、適宜交換するなどしている。矯正施設で共同調達している物品であり、その仕様を変えるのは難しいが、要望があったことは上級官庁に報告したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
145	名古屋少鑑	R4. 3. 31	自弁物品のリストの中に、乾燥肌用のハンドクリーム及び保湿クリームを入れるよう検討されたい。	日用品のリストには、従前から手肌用クリームの持込みと差入れが認められている。
146	名古屋少鑑	R4. 3. 31	生理用ナプキンのサイズをもっと多く揃えるよう配慮されたい。	女子在所者のニーズを踏まえ、サイズの充実化を検討していきたい。
147	名古屋少鑑	R4. 3. 31	家族との面会時に手紙の宅下げもできるよう検討されたい。	信書の発信方法については、少年鑑別所法において、施設の管理運営上必要な制限をすることができるとされているところ、発信前に当所職員が内容を確認する必要がある、手渡しによる発信を認めた場合、確認検査が終了するまでの間、保護者に待機していただいたり、次回来所まで確認済み信書を当所で管理することとなり、紛失等のリスクが生じやすいことに加え、発信の通数制限があることから、それらの確認や事務処理が膨大となるため、施設の管理運営上認めていない。 なお、在所者宛ての受信書で既に読み終えたものは家族等に交付することが可能である。
148	名古屋少鑑	R4. 3. 31	勾留中の未決在所者に限り、同在所者の権利保障（憲法第31条～）及び防御の利益の観点から、在所者からの弁護士接見希望を少年鑑別所から電話で弁護士事務所へ通知する対応ができるよう検討されたい。	施設から弁護士に対する連絡については通達等に定めがないことから行っておらず、在所者本人から弁護士へ連絡することになっているところ、その連絡方法としては、省令において想定された電報による通知を行うこととなっている。今後も在所者本人から弁護士への連絡に疎漏がないよう施設として十分に留意することとしたい。
149	名古屋少鑑	R4. 3. 31	福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所について、各支所における視察委員の活動を十全ならしめるため、選任される視察委員を各支所複数名としていただくよう引き続き検討されたい。	福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所の視察委員をそれぞれ複数名にするについては、施設限りでは対応できないので、上級官庁に報告する。
150	名古屋少鑑	R4. 3. 31	名古屋少年鑑別所、福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所との間においてテレビ会議で視察委員会を開催することが今後も継続するのであれば、各々会場からの発言が他会場においてストレスなく聞き取れるよう、十分な機能を有する適切な機器を設置することを検討いただきたい。	令和3年度の視察委員会を開催するに当たり、テレビ遠隔通信システムを使用する際には、マイクやスピーカー等の音響機器を設置し、各会場での音量や聞こえ具合を確認しながら議事を進めたが、引き続き、出席委員の聞き取りに支障が生ずることのないよう適切に対応する。
151	名古屋少鑑	R4. 3. 31	支所であっても、視察委員会を各地独自で開催することができるよう改善を検討いただきたい。	現行制度上、視察委員会は本所である名古屋少年鑑別所に設置されているため、支所が独自に開催することは困難である。
152	名古屋少鑑	R4. 3. 31	年5回の定例会のほか、意見・提案書や在所者との面談の内容によっては、委員長判断により臨時会議を開催することや、臨時会議開催に当たっては、予算措置の臨機な対応を取られたい。	臨時開催については、委員会の決定に基づくこととなる。予算措置については施設限りでは対応できないので、頂いた御意見について上級官庁に報告する。
153	名古屋少鑑	R4. 3. 31	少年鑑別所は、法令により在所者を収容する場であるから、所内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生することがないよう十分な対策を行う必要がある。常に最新の科学的知見に基づいて同感染症の感染拡大を防止し、仮に陽性者が出たとしても感染拡大を防ぐ最善の手段を採るようにされたい。	市中の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、入所者の健康状態に関する情報収集に努め、常々、職員や外来者等から施設内に新型コロナウイルスが持ち込まれることがないように徹底した水際対策を図っている。併せて、新型コロナウイルス感染症の疑いがある在所者に対しては、速やかにゾーニングを開始するとともにスクリーニング等を行い、上級官庁や保健所の指導を仰ぎながら二次感染が起きないように万全の態勢で臨んでおり、これからもそのように努めていく。
154	津少鑑	R4. 1. 24	付添人制度に関する書面の配布及び意見・提案箱付近への掲示を求める。	これまで付添人制度に関する書面の配布及び掲示は行っていなかったことから、同書面を在所者から申出があった場合について配布することとし、また、掲示することについても可能であるため、検討することとしたい。
155	津少鑑	R4. 1. 24	貴所に整備してある付添人制度に関する書面が分かりにくいため、三重弁護士会に作成協力を依頼し、在所者にも分かりやすいものを作成することを求める。	令和4年度早々に三重弁護士会と協議の上、在所者にも分かりやすい冊子等を作成することとする。
156	大津少鑑	R4. 3. 31	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止となっているヨガ指導について、マスクを着用した上でのヨガ指導が行えないか外部講師と協議を行い、検討されることを要望する。	ヨガ指導の実施について、令和3年度、講師と協議を重ねたが、講師からは、マスク着用でのヨガは実施できない旨の回答が一貫してなされており、やむを得ず実施を見合わせている状況にある。令和4年度も引き続き、ヨガ指導の再開に向けて講師との協議を継続していく予定である。
157	大津少鑑	R4. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、在所者だけでなく職員においても必要なPCR検査を受検できるよう十分な予算措置を講じられるよう要望する。	令和3年度は当所の予算により、職員にPCR検査を受検させたケースが3件あった。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の再拡大による職員の

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				感染の可能性等も想定されることから、現在、より安価でPCR検査を実施することができる検査会社と契約する手続等を進めている。
158	大津少鑑	R4.3.31	在所者への温食の給与を要望する。	引き続き、滋賀措置支所との共同炊飯体制を維持し、在所者に温食を提供する。
159	大津少鑑	R4.3.31	夕食の提供時間が早いことについて、改善を要求する。回答に当たっては、提供時間の改善に対する課題としてどのようなものがあると把握しているのか教示されたい。	当所では、主食については当所で炊飯している一方で、副食については滋賀措置支所に調理を依頼しているところ、夕食については、午後4時頃に同支所から副食を運搬した上で、同4時30分頃に配膳し、同5時頃までには食器を回収している。同支所によると、同3時頃には夕食の調理を終了しているとのことであり、厚生労働省発出の大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましいとされていることからすると、当所における夕食については、食中毒防止の観点から、午後5時頃までには在所者に喫食させることが適当であり、現状では、提供開始時間を現行から繰り下げることは困難である。
160	大津少鑑	R4.3.31	大規模災害等の非常的な事態であれば格別、提供施設の個別の事情によって一定時間食事の提供が止まるような場合には、貴所が単独で食事の調達を行う方法やルール等を検討されることを要望したい。	在所者の非常食を含めた予算について、令和4年から京都府刑務所に当所分が示達されているため、当所独自での対応については困難であるが、視察委員会から要望があったことは、上級官庁に報告する。
161	大津少鑑	R4.3.31	少年鑑別所内外の少年に対する貴所の役割を益々充実させ、少年の改善更生及び健全な育成を図るためにも、貴所職員数の維持、更なる増員を求めたい。	職員数の維持等については、当所限りの判断で対応することは困難であるが、視察委員会から要望があったことは上級官庁に報告する。
162	大津少鑑	R4.3.31	各居室に1台ずつエアコンを設置することが望ましい。また、スポットエアコンの活用なども検討されることを要望する。	夏季対策については、従前から、各居室に扇風機を設置していることに加え、寝具として冷感性の布団と同様の効果がある冷感性シーツを導入している。その上で、御意見のスポットエアコンの新設については、予算の執行状況等を踏まえながら検討したい。 なお、エアコンの設置については、同エアコン機器自体の予算のほか、分電盤の増設のための工事予算も別途必要となり、当所限りでは対応できず、上級官庁に上申しなければならないため、直ちに設置することは困難であるが、前向きに検討したい。
163	大津少鑑	R4.3.31	寒い時期については、日中の布団やブランケット等の利用を柔軟に認めることや、布団の枚数を増やすことを検討されたい。	冬季対策については、従前から、居室において、日中に毛布の使用を認めているところ、今後は、それでも寒さがしのげない場合には、就寝時も含め、毛布の貸出し枚数を増やすほか、衣類についても、新しく「着る毛布」などの防寒用具の貸与も検討したい。また、吸湿発熱性の寝具について、機能性や耐久性、価格など情報収集するとともに、縫製など保安面で使用上問題がないか検討したい。
164	大津少鑑	R4.3.31	学習分野の書籍について、高校生向けの辞書類、英語検定の書籍がないことから購入の検討を要望する。	高校生向けの辞書類や英語検定に係る書籍について、現在、購入の準備を進めており、充実化を進めていく。
165	大津少鑑	R4.3.31	漫画の借入れができる冊数を増やすことについて検討することを要望する。	漫画については、現在1週間で10冊貸出しを許可しているところ、人気のある漫画に貸出しが集中しやすい実情があり、これ以上冊数の上限を増やした場合、在所者の人数が増えた際に、一部の在所者が同漫画を借りるなどして、他の在所者が同漫画を借りて読むことが難しくなる。また、貸出し以外に、自弁購入、差入れの方法もあるが、この数年、自弁購入については実績がない上に、差入れについても、件数は少ないほか、退所時に実施している読書に関するアンケート結果を見ても、この1年、活字文学を読むきっかけになったことを好意的に受け止めている意見がある反面、漫画の貸出し数が少ない旨の意見は出ていない。以上のことを踏まえると、現段階で、漫画の貸出し数を早急に増やす必要性までは認められず、当面は現状維持としたい。
166	京都少鑑	R4.3.22	新型コロナウイルス感染症対策として、入所する在所者については、全員入所時に抗原検査を行い、仮に陰性であったとしてもPCR検査を行われたい。	入所者全員に対する抗原検査は、予算等の都合で実施困難である。入所者について、留置施設等から健康状態の引継ぎを受け、入所時にも検温、上気道症状の有無を確認し、また、入所後も定期的な検温等、健康状態を確認しており、異変があれば、医師

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				の指示のもと、必要に応じて抗原検査やPCR検査を実施している。
167	京都少鑑	R4. 3. 22	新型コロナウイルス感染症対策として、職員に対して定期的にPCR検査を行われたい。	当所内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、医師の指示のもと、職員への抗原検査、PCR検査を実施している。
168	京都少鑑	R4. 3. 22	庁舎・寮舎の老朽化が著しいことから、速やかに新築を含めた抜本的な施設・設備上の改善を行われたい。	頂いた御意見については、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
169	京都少鑑	R4. 3. 22	在所者の居室及び共用部分等必要な場所に冷暖房設備を設置されたい。	高圧受電設備の更新を含めた冷暖房設備の整備について、施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
170	京都少鑑	R4. 3. 22	災害の種類ごとに、防災マニュアルを策定し、同マニュアルに従った防災訓練を実施されたい。	地震及び火災に係る防災マニュアルを整備し、新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ可能な限り訓練を実施する。
171	京都少鑑	R4. 3. 22	防災設備及び備品について、より一層の充実と徹底した管理を図り、災害時に円滑な運用ができるようにされたい。	防災設備等については、定期的に点検をしている。今後も予算の範囲の許す限り、設備等の整備・更新を続けていくこととしたい。
172	京都少鑑	R4. 3. 22	入浴回数を現在の週3回から週4回に増やすよう努められたい。	入浴を週4回実施すると、職員配置上、出延や日課運営など本来業務に支障が生じることに加え、予算上においても現状では対応困難である。
173	京都少鑑	R4. 3. 22	夏季のシャワー浴回数の増加、冬季のシャワー浴の導入及び汗拭きシーツの支給について工夫されたい。	入浴を実施しない日は、夏季はシャワー浴を、冬季はタオルでの拭身を実施している。汗拭きシーツは配合成分が体質に合わない場合もあり、支給は予定していない。
174	京都少鑑	R4. 3. 22	夕食の開始時刻が午後4時30分と早いため、夕食開始時刻を社会一般的な時間帯にされたい。	夕食の開始時刻について、現状よりも約30分程度遅い時間帯に実施することを検討している。
175	京都少鑑	R4. 3. 22	地域援助業務が増加傾向にあり、職員の負担が過大にならないよう適切に配慮されたい。	職員の負担が集中することを避け、全体として職員負担を軽減した。
176	大阪少鑑	R4. 2. 24	意見・提案書の書式について、法務省矯正局に対して、面接希望の有無の欄及び面接を希望する場合における氏名を記入する欄を設けるよう強く働き掛けていただきたい。	視察委員会からの御意見について、上級官庁に報告する。
177	大阪少鑑	R4. 2. 24	土日祝日の保護者等との面会について、月1回でも時間帯を指定して、予約制とする等の制限を付するなどの工夫を検討されたい。	申出があれば、個別の事情に応じて対応を考慮する体制にあるものの、職員配置等の検討すべき課題が多く、現状においては困難である。
178	大阪少鑑	R4. 2. 24	面会時間を30分確保することに加え、外部交通権の保障を拡充するため、面会時間を延長して保護者等との面会ができるように努められたい。	面会時間については、受付状況等によるものの、可能な限り30分を確保するように努めている。また、学校教員による進路相談等必要に応じて面会時間を延長する場合もある。引き続き面会時間の確保に努めたい。
179	大阪少鑑	R4. 2. 24	入札に参加する業者の確保に苦慮している状況に鑑み、仕様書に汁物の給与を盛り込まない等の仕様の緩和により、応札業者の確保に努めている中、少しでも温かい汁物を食事に出していただきたい。	給食業者の選定には苦慮しているところであるが、温かい汁物の給与については、給与方法を検討しつつ、試行的に実施した。かかる試行を踏まえ今後も予算の範囲内において、温かい汁物を提供していく。
180	大阪少鑑	R4. 2. 24	寒暖の感じ方は、人それぞれであることから、在所者に対して防寒具の適切な貸与や必要に応じた冷暖房機の運転延長などを行い、適切な生活環境が維持できるよう努めていただきたい。	光熱水料の高騰もあり、厳しいやりくりの中ではあるが、在所者に対し、防寒具の適切な貸与や必要に応じた冷暖房機の運転延長などを行っている。今後も適切な生活環境が維持できるよう努めたい。
181	大阪少鑑	R4. 2. 24	弁護人に対する連絡方法について、少年鑑別所においては、在所者が弁護人に連絡するすべは電話ではなく、手紙・電報に限られていることから、少なくとも勾留期間中は、電話で取次連絡することができるようされたい。大阪少年鑑別所独自の問題ではないのであれば、この問題は法務省矯正局に対して、現場の意見として意見具申されたい。	当所限りで判断して実施できることではないため、視察委員会から御意見のあった内容について、上級官庁に報告する。
182	大阪少鑑	R4. 2. 24	新型コロナウイルス感染症対策について、被收容者の健康管理に不可欠な検査キットの入手を各施設の自助努力に委ねるのではなく、法務省矯正局で一括して入手し各施設に配布していただきたい。	当所では措置を講じることができないため、視察委員会から御意見のあった内容について、上級官庁に報告する。
183	大阪少鑑	R4. 2. 24	辞令の交付が令和3年度も6月下旬であったが、4月からそれまでの間、視察委員会を開催できないのはもちろんのこと、在所者から意見・提案書の投かんがあっても、これを回収する法的根拠が委員にないことになってしまうことから、辞令交付の手続を迅速に進められたい。	速やかに視察委員会を開催できるよう、円滑に手続を進めてまいりたい。
184	大阪少鑑	R4. 2. 24	令和3年度視察委員会開催回数は5回であったが、1年を広くカバーできるように2か月に1度、年6回	視察委員会から御意見のあった内容について、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			の開催は必要と考えられるので、法務省矯正局に対し予算を確保していただきたい。	
185	奈良少鑑	R4. 3. 7	既に電気毛布等で対応済であること、間もなく新施設への移転が予定されていること等を踏まえた上でもなお、在所者からは「暑い」、「寒い」といった意見が看過できないほど多かった。新施設への移転前後を問わず、在所者個別の温度管理ができるよう配慮されたい。	現状において、廊下のエアコンを稼働して温度管理した上で、在所者の希望に応じて、夏季はアイスノン、冬季は電気カーペット、膝掛け毛布等を貸与している。また、令和4年7月に移転予定の新施設では居室内にも空調が行き渡るようエアコンが整備されており、居住環境は向上すると思料する。引き続き、個々の在所者の健康管理に留意し、暑さ寒さ対策に努めたい。
186	奈良少鑑	R4. 3. 7	在所者から居室内での行動制限が過度である旨の意見が出されているが、施設管理等に支障のない範囲で居室内での在所者の自由な行動は許容されるべきであり、制限を課す場合には在所者にその理由を説明すべきである。	現状において、食事、就寝、運動等の起居動作の時間帯及び鑑別のための調査等の時間を除き、自由な行動を許容しており、在所者は読書やVTR視聴、自主学習等、自由に過ごすことができる。ただし、上記のような起居動作の時間帯等に異なる行動をしたり、規律及び秩序を乱す行動をした場合には助言・指導を行っており、今後、助言・指導の際には、更に丁寧な説明を行うよう努めたい。
187	奈良少鑑	R4. 3. 7	入所から相当程度日数が経過しているにもかかわらず、健康診断が実施されていない在所者が複数名いた（1週間以上経過している者もいた。）。平常時はもちろんのこと、コロナ禍の現状においては在所者の健康管理は徹底されるべきであり、入所後なるべく速やかに健康診断が実施されるべきである。	当所では、外部医療機関の医師を招へいし、週1回健康診断を実施しており、令和3年の記録を確認したが、健康診断の実施が入所後1週間以上経過していた事実はない。また、入所時に医務担当の職員が予診を行い、必要に応じて、招へい医師に助言を仰ぎ、ケースによっては健康診断を待たずに外医受診をしている。その他、在所者全員に毎日、朝夕の検温を行うなどして、健康管理に努めている。
188	奈良少鑑	R4. 3. 7	在所者は医師に対して健康上の質問・相談を自由に行うことができるとの認識を持っておらず、むしろ、質問・相談を行うと、評価に関わるのではないかとこの不安を抱いていると思われることから、医師から在所者に対し、健康上の質問・相談は自由に行ってよく、鑑別評価に関わることもない旨の説明がなされるべきである。	現状において、医務担当の職員が、在所者に対して説明を行っているところであるが、今後、更に丁寧な説明に努めたい。 なお、在所者の健康管理及び保健衛生上の観点から、在所者に対しては、ありのままに病状等を申告し、自由に健康上の質問・相談をするように促しているが、他方、健康診断及び診察の結果は心身鑑別の一環として家庭裁判所に伝達されるため、鑑別評価に関わらないとの説明はしていない。
189	奈良少鑑	R4. 3. 7	在所者から食事が少ないとの意見が多く寄せられており、弁当で食事の提供が行われている現状では食事を調整しづらいという事情を踏まえても、多くの在所者に苦痛を強いることは避けられなければならないため、食事量の改善を求める	食事の量については、関係法令により給与熱量及び標準栄養量が定められており、在所者の希望による増減は困難である。
190	奈良少鑑	R4. 3. 7	一部の在所者から少年鑑別所職員の発言により、深く傷ついた旨の意見が寄せられたことから、精神的に不安定な在所者もいることを考慮した上で、慎重な言動を心がけるよう配慮されたい。	御指摘の言動について具体的な事実関係が明らかではないが、在所者に対する言動については十分に人権に配慮するよう、引き続き職員研修等を通じて注意喚起を図るとともに、丁寧な対応を継続していく。
191	奈良少鑑	R4. 3. 7	奈良少年鑑別所においては、比較的職員が少ない上、鑑別部門に女性職員がおらず、在所者の特性に応じた適切な対応や効果的な鑑別の実施に支障が生じる可能性があることから、職員数（特に女性人員）を増加すべきである。	職員配置については、当所のみで対応することは困難であり、こうした要望があったことについて、上級官庁に報告する。 なお、現状において、鑑別部門にも女性職員が配置されており、在所者の鑑別・観護処遇に関与している。
192	奈良少鑑	R4. 3. 7	複数の在所者が意見・提案書の趣旨に関する説明を受けていない旨を述べており、また、意見・提案書の内容によっては、鑑別評価に影響するかもしれないとの誤解を抱えている者もいたことから、入所後直ちに在所者に対して意見・提案書の趣旨を十分に説明し、同書の内容は少年鑑別所職員が一切見ることはなく、鑑別評価には全く影響がない旨説明されたい。	意見・提案書については、生活のしおりに記載されており、入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
193	奈良少鑑	R4. 3. 7	在所者から、現在用いられている意見・相談書の様式では、自由記載欄があるのみで何について記載しているのか分からず、回答が難しいとの意見が寄せられていることから、少しでも在所者が回答しやすいものとすべく、次年度からは当視察委員会指定の意見・提案書の様式に変更されたい。	意見・提案書の様式は、通達を持って定められており、当所限りで措置を講じることはできないが、頂いた御意見は上級官庁に報告する。 なお、同通達に基づき、在所者が私物の便箋の使用を申し出たときは、その使用を認める取扱いとしている。
194	和歌山少鑑	R4. 3. 17	平日の書籍等の貸出しについて、在所者が手元に持てる書籍等の冊数は、小説類3冊、漫画2冊と定められているが、漫画の冊数を3冊に増やすことを検討されたい。	平日の書籍等の貸出しについて、在所者が手元に持てる書籍等の冊数を、小説類3冊、漫画3冊と改め、生活のしおりを改定し在所者に周知する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
195	和歌山少鑑	R4. 3. 17	保健衛生上の観点から、在所者が少しでも多く日光を浴びることができる時間を確保するため、屋外での運動時間の確保及びサンルームのような施設を設けることを検討されたい。	サンルーム等の施設を設けることについては、施設の構造上及び予算の関係上、困難な状況ではあるものの、屋外の運動時間の確保については、引き続き、職員配置や日課を工夫し、積極的に実施する。
196	和歌山少鑑	R4. 3. 17	新型コロナウイルス感染症対策について、実際に職員や在所者から感染者が出た場合の対応を検討されたい。	職員や在所者が新型コロナウイルスに感染した際の対応については、上級官庁等から発出されるガイドライン等に基づき対策を図っているが、今後必要に応じて、適宜想定訓練を実施する等、引き続き地域の感染状況に留意しながら、適切な対応に努めていきたい。
197	和歌山少鑑	R4. 3. 17	小規模少年鑑別所の支所化については、抑制的に臨んでいただくとともに、支所化検討に当たっては、支所化後の実質的な視察の運用について、視察委員会とも十分に協議され、意見が述べられるよう要望する。	当所限りで対応することは困難であるが、視察委員会の要望は上級官庁に報告する。
198	松江少鑑	R4. 3. 16	食事の味噌汁について、同じ具が連続するときや味が濃すぎるときがあるため、バリエーション等検討されたい。	現在４種類の具を用意しているが、保存期限と価格を調査の上、予算上可能な範囲内で、バリエーションを増やすことを検討する。 また、インスタントの汁物については、定められた湯量で職員が調理し、在所者に給与する前に、監督職員が検食で確認しているが、その上で、在所者に給与の際、濃さについて在所者に尋ね、必要に応じ湯を足すこととする。
199	松江少鑑	R4. 3. 16	運動について、日課進行と調査や取調べの調整ができなかったときに、室内運動が主となり１時間以上の運動ができていないため、運動の機会、時間及び内容の拡充を希望する。	運動の機会付与、時間、内容については、取調べや調査官の面接、面会などの状況を踏まえて、開始時間の調整を図りながら、法令に基づき１日おおむね１時間以上の時間を確保しているところ、引き続き、運動時間や内容の拡充に努めていく。
200	松江少鑑	R4. 3. 16	就寝時の常夜灯がかなり明るく寝付けなかったり、しばしば目が覚めたりする在所者がいると思われるため、就寝時の照明の明るさについて検討されたい。	在所者の体調の急変や遵守事項違反等を見逃さないための保安上必要最低限の照度としていることから、現在の照度を変更することは困難である。
201	松江少鑑	R4. 3. 16	就寝時に時計が引き上げられるため、目が覚めた際、何時であるか分からず、睡眠時間や起床までの時間を知ることができずストレスを感じる在所者がいると思われるため、就寝時の時計の回収の見直しを検討されたい。	屋間に貸与している時計を、就寝時も回収せず、居室内に設置することとした。
202	松江少鑑	R4. 3. 16	連休など３日以上入浴できないことがあることは衛生上問題がある。入浴回数又は衛生上の措置について検討されたい。	ゴールデンウィークなど休日等が４日以上続く場合は、休日中であっても入浴日や清拭の時間を設けているが、女子在所者の有無や入所人員に応じて、休日であっても職員が確保できる場合は、可能な限り入浴間隔が空かないよう考慮していくこととする。
203	松江少鑑	R4. 3. 16	シャワー浴の際に温水が使用できるにもかかわらず、在所者が設備の使用方法を理解していないため、温水を使用していない可能性があることから、シャワー浴の際の使用方法的説明を丁寧に行われたい。	シャワー浴の際、温水も使えること及び設備の使用方法を告知し、周知していく。
204	松江少鑑	R4. 3. 16	固形石けんの使用は社会において一般的でないことから、ボディソープの導入を検討されたい。	入浴場にボディソープを設置し使用させることとした。
205	松江少鑑	R4. 3. 16	リンスインシャンプーの使用は社会において一般的ではないことから、シャンプーとリンスを別々で整備することを検討されたい。	リンスインシャンプーの在庫量を勘案しつつ、順次シャンプーとリンスを別々に整備し、導入することとする。
206	松江少鑑	R4. 3. 16	ちり紙は社会において一般的ではないことから、トイレットペーパー、ティッシュペーパーの導入を検討されたい。	ティッシュペーパーについては保安上必要な検査が困難な形状であり、トイレットペーパーは保安上形状に問題があることから導入は困難である。ただし、品質の良いちり紙への変更については、今後、予算事情も含めて検討していく。
207	松江少鑑	R4. 3. 16	弁護士である視察委員以外は、必ずしも少年保護事件に通じているわけではないため、在所者との面接前に差し支えない範囲で、近時の在所者の特徴、傾向に関する情報提供を希望する。	個人情報に触れない範囲で、最近の在所者の傾向等について情報提供していく。
208	松江少鑑	R4. 3. 16	会議日以外の活動、例えば在所者との面接実施のために来所した視察委員に対する日当等の予算措置を希望する。	委員手当は、委員の過半数が出席する視察委員会として開催した会議へ出席した場合に支給できることとされており、視察委員会開催以外の面接等には支給できない。このような意見があったことについて、上級官庁へ報告する。
209	松江少鑑	R4. 3. 16	松江少年鑑別所の運営に係る意見を幅広く得るために、視察委員会に松江少年鑑別所の健全育成支援の部外協力者を招き意見交換を行うことを可とすることを希望する。	外部協力者と意見交換を行う方法について検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
210	岡山少鑑	R4. 2. 7	在所者の就寝時の睡眠環境を整えるため、照明の照度調整ができるように工夫することを要望する。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上の目的及び在所者の健康状態を把握する必要があることによるため、一定の明るさを確保する必要がある、現在の照度を落とすことは困難である。
211	岡山少鑑	R4. 2. 7	在所者の就寝時の照明について、照度調整を完備するまでの間、給貸与品にアイマスクを追加することを要望する。	給貸与品の品目については、訓令で定められており、当所のみでの対応は困難であるため、御意見については上級官庁に報告する。
212	岡山少鑑	R4. 2. 7	在所者の就寝時の照明について、照度調整を完備するまでの間、自弁物品にアイマスクを追加することを要望する。	自弁物品の品目については、訓令で定められており、当所のみでの対応は困難であるため、御意見については上級官庁に報告する。
213	岡山少鑑	R4. 2. 7	入浴時間の制限があるため、在所者が入浴中に時間が分かるように時計の設置等を希望する。	脱衣所に設置されたタイマーにより時間経過を確認し、職員が適宜入浴中の在所者に時間を伝える対応としている。
214	岡山少鑑	R4. 2. 7	暑さが厳しい場合、熱中症対策として、スポットクーラーを含め、居室内に冷気を確保する方法を要望する。	熱中症対策として、アイスノン等の貸与をしているほか、それでも不十分な場合はスポットクーラー及び寮廊下のクーラーを使用しており、気温湿度、WBGTの測定と併せ健康管理の徹底に努めている。
215	岡山少鑑	R4. 2. 7	午後4時50分からの夕食では、在所者が就寝時までに空腹感を抱く心配があり、夕食時間を繰り下げることはできないか検討されたい。	厚生労働省が発出している「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、調理終了後から2時間以内に食事を給与することとされており、夕食時間を遅らせることは食事を調理してから給与するまでの時間が長くなり、食品衛生上の問題が生じるおそれがあるほか、職員配置等の事情を踏まえると夕食時間を遅らせることは困難である。
216	岡山少鑑	R4. 2. 7	電話面会、テレビ電話面会等の直接面会以外の面会を、コロナ禍において例外的にでも実施することはできないか検討されたい。	電話等による通信が可能な者については、少年鑑別所法で在院中在所者に限られており、その他の被観護在所者等については認められていない。当所独自の判断では対応ができないため、貴委員会の意見について上級官庁に報告する。
217	岡山少鑑	R4. 2. 7	新型コロナウイルス感染症対策について、入所者が少なくなっている上、重点的にPCR検査をすべき場所であり、予算を優先的に投入すべき根拠があると思料されるため、入所時に必ずPCR検査を実施することを検討されたい。	入所時に全件PCR検査を実施することについては予算の都合上困難であるが、関係機関から入所予定者の体調等、健康状態に関する情報提供を入所前に受け、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等、必要に応じ、PCR検査等を実施する準備をしている。
218	岡山少鑑	R4. 2. 7	意見・提案書を出しやすいようにするため、用紙の書式を記載しやすいように、全面的でなくても改善することを要望する。	意見・提案書は通達において定められた様式であり、当所の判断で変更することは困難である。 なお、在所者が私物の便せんを使用して意見・提案書を作成することは可能である。
219	広島少鑑	R4. 3. 22	支所における職員数等の現状の体制では、非常時の対応、地域援助の拡大等への不安が懸念されることから、支所の円滑な運営に資する対応を検討されたい。	支所の応援については、本所職員が速やかに対応できるような体制を整えている。
220	広島少鑑	R4. 3. 22	支所の元庶務課事務室を地域援助の拠点とするなど有効活用されたい。	予算上の制約もあるが、今後、当該事務室の一部を地域援助における面談スペースとして活用する方向で検討する。
221	広島少鑑	R4. 3. 22	支所を担当する視察委員の複数選任を要望する。	当所のみで対応することは困難であるため、頂いた御意見については上級官庁へ報告する。
222	広島少鑑	R4. 3. 22	意見・提案書及び記載例について、生活のしおりに用紙を入れることを検討されたい。	意見・提案書等を生活のしおりに入れることについて、一定期間試行し、支障の有無を踏まえた上で導入を検討する。
223	広島少鑑	R4. 3. 22	規則どおりの運動時間の確保を求める。	室外運動と室内運動を合わせて1時間以上は確保しており、少年鑑別所法施行規則第17条の要件を満たしているが、今後、職員配置を工夫するなどして室外運動の時間を増やすよう努めたい。
224	広島少鑑	R4. 3. 22	夕食開始時間を午後4時30分から繰り下げることを検討されたい。	繰り下げる方向で検討する。
225	広島少鑑	R4. 3. 22	土日の入浴・シャワー浴の実施を検討されたい。	職員配置上、土日の入浴等の実施は困難である。 なお、入浴は年間を通じ週3回としているほか、夏季においては週2回のシャワー浴を追加するなど、在所者の衛生確保に配慮している。
226	広島少鑑	R4. 3. 22	就寝時の照明が明るく、在所者からも睡眠の妨げとなる旨の申出が繰り返されていることから、改善を検討されたい。	夜間における在所者の動静視察等、保安警備上の理由から現状の運用を変更することは困難である。
227	山口少鑑	R4. 3. 28	新型コロナウイルス感染症対策を十分に図りながら、所内で制限的な運用となっている健全な育成のための支援等が十分に実施できるよう取り組むことを要望する。	地域の感染状況に留意しながら予防と対策を行い、健全な育成のための支援等を行っていきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
228	山口少鑑	R4. 3. 28	在所者への物品等の交付時において、氏名等の個人情報ほかの在所者に流出することなどが無いよう、個人情報の管理の徹底に努めることを要望する。	物品等を交付する前に居室名札と書類の氏名を確認し、在所者にフルネームで名乗らせて書類の氏名と確認するなど、事務処理手続を統一するとともに、職員研修を実施した。今後とも適正に業務を遂行できるよう努めていきたい。
229	山口少鑑	R4. 3. 28	着実に空調設備の改善が行われているところ、各居室に1台ずつエアコンを設置することが理想であるが、スポットクーラーなど比較的安価な物品での代替等も含めて、空調設備の充実を検討されたい。	スポットクーラー等の安価な物品について、予算事情等を考慮しつつ、計画的な整備を検討していきたい。また、視察委員会からの意見は上級官庁に報告する。
230	山口少鑑	R4. 3. 28	在所者に貸与する書籍について、文庫本や新書版の書籍など、在所者が手に取って読みやすいものとすることを検討されたい。	今後の書籍等の整備時に検討していきたい。
231	山口少鑑	R4. 3. 28	今後の生活備品の購入に当たっては、標準的な社会生活に適応したものになるよう要望する。	今後の購入時に検討していきたい。
232	山口少鑑	R4. 3. 28	就寝時間帯の照明の照度を暗くすることについて検討されたい。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上及び在所者の健康状態を把握するため、一定の明るさを確保する必要があり、現在の照度からの変更は考えていない。
233	山口少鑑	R4. 3. 28	視察委員会開催日以外の在所者との面接について、在所者に対する働き掛けを積極的に実施することを要望する。	入所時の視察委員会に係る説明時に、視察委員との面接について引き続き周知していきたい。
234	山口少鑑	R4. 3. 28	在所者に対し、意見・提案箱の存在を周知することを要望する。	入所時の意見・提案箱の周知を引き続き行うこととする。
235	徳島少鑑	R4. 3. 11	朝食について、パン1個と牛乳等では栄養が偏っているため、十分な量及び栄養のバランスが取れた内容となるよう改善を要望する。	朝食は、食パン2枚又は菓子パン1個と、牛乳及びデザート類の組合せとしているが、御要望を踏まえ、契約している業者に対し、パンの増量又は組合せの検討を依頼したところであり、引き続き、弁当納入業者との調整を図りたい。
236	徳島少鑑	R4. 3. 11	用便時に使用する紙について、不慣れな紙の使用によるストレス軽減のため、現状のちり紙からトイレットペーパーへの変更を要望する。	トイレットペーパーは保安上形状に問題があることから、導入は困難である。
237	高松少鑑	R4. 3. 22	面会時間について、在所者が希望した場合には、時間の延長等臨機応変に対応願いたい。	調整等の必要がある場合の面会時間は柔軟に運用しており、今後も臨機応変に対応する。
238	高松少鑑	R4. 3. 22	面会の立会について、必ずしも必要ではない場合は、職員無立会での面会の実施について、検討いただきたい。	少年鑑別所法第81条の規定に基づき、職員の立会を含め、適正に面会を実施している。
239	高松少鑑	R4. 3. 22	入浴回数について、適切な保健衛生上の措置を講じるため、通年週3回とすることを強く要望する。	近年の収容状況や社会情勢等を踏まえ、職員配置を工夫した上で、入浴は通年週3回とする。 なお、入浴日以外のシャワーの使用についても、気候等の状況に応じて引き続き実施する。
240	高松少鑑	R4. 3. 22	入浴時間については、保健衛生上適切な時間が確保できるよう配慮願いたい。	一人20分程度の入浴時間は確保しており、引き続き適切な時間確保に留意する。
241	高松少鑑	R4. 3. 22	運動時間について、心身の充実を図るため、1時間程度の運動時間の確保を要望する。また、在所者から屋外での実施を望む意見があったことにも配慮願いたい。	夏場の熱中症予防等の理由で、屋外での運動時間を短縮することもあるが、引き続き、室内運動も含め、法令に基づきおおむね1時間の運動時間は確保する。
242	高松少鑑	R4. 3. 22	特に下着等の洗濯について、十分な洗濯回数を確保願いたい。	下着の洗濯については、従前から運動後等を実施できるようにしており、引き続き適切に対応する。
243	高松少鑑	R4. 3. 22	書籍等について、在所者のニーズに合った本を取りそろえるよう配慮願いたい。	令和3年度は、在所者からの意見等を基に、約80冊の本を新たに整備しており、今後も引き続き在所者のニーズに合った本の整備に努める。
244	高松少鑑	R4. 3. 22	食事について、在所者から「冷たい」との意見もあり、できる限りの改善を願いたい。	温食の提供については、適宜電子レンジで加熱するなどできる限り対応するよう努力する。
245	高松少鑑	R4. 3. 22	夕食の提供時間について、午後5時に近い時間の提供をお願いしたい。	夕食の給与時間を遅らせることは、職員配置上困難であるところ、視察委員会からの意見を受け、少しでも午後5時に近い時間に夕食を実施できるように配慮してきており、引き続き努力する。
246	高松少鑑	R4. 3. 22	居室内の冷暖房の使用について、健康維持に影響を及ぼさないよう、在所者の意見を聞き柔軟に対応願いたい。	冷暖房使用時期は、居室内の在所者の状態に留意し、適切な温度設定になるように気を配っているところ、引き続き実施する。
247	高松少鑑	R4. 3. 22	保護室について、在所者の安全を確保し、心身を安定させるため、設置を要望する。	保護室の設置については、当所限りで対応できないため、上級官庁に報告する。
248	高松少鑑	R4. 3. 22	少年鑑別所職員の待遇について、観護担当職員を中心に適正な人員配置及び良好な職場環境の維持を願いたい。	人員配置については、欠員が生じるたびに上級官庁に要望し適正な配置となるよう図っている。また、職場環境については、毎年、職員にアンケートを実施するなどし、必要な措置を講じている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
249	高松少鑑	R4. 3. 22	地域援助業務について、虐待問題に対し、例えば児童相談所の検討会議に参加するなど専門性を生かした取組を行っていただきたい。	児童相談所からの依頼に基づき、保護者に対するカウンセリングや暴力防止ワークブックの実施といった専門性をいかした地域援助を積極的に展開しており、引き続き同所と連携した支援を行う。
250	高松少鑑	R4. 3. 22	地域援助業務について、虐待を受けた子供の安全を確保しつつ、心身の鑑別を行うため、少年鑑別所を委託一時保護施設として、子供を収容できるように検討いただきたい。	意見のような収容を可能とするためには法律改正等が必要であり、当所限りで対応することは困難であるところ、視察委員会の意見として、上級官庁に報告する。
251	高松少鑑	R4. 3. 22	地域援助業務について、小中学校の保護者向けの出前授業を行っていただきたい。	学校現場からの依頼は増えてきており、連携は強化されつつあることから、学校側のニーズに応じて、積極的に関わっていきたい。
252	高松少鑑	R4. 3. 22	在所者間の私語について、全面的に禁止するのではなく、ある程度の私語を可能にすることを求める。	当所の規律及び秩序の維持に支障がない範囲内で、例えば、挨拶程度の会話は許容している。
253	松山少鑑	R4. 3. 3	新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、換気、マスク着用、手指消毒、体温チェック等の実施を要望する。	換気、マスク着用、手指消毒、体温チェック等を今後も引き続き確実に行う。また、感染リスクに応じて、職員のフェイスシールドの着用など、より効果的な対策も行う。
254	松山少鑑	R4. 3. 3	在所者から夜間の常夜灯が明るいという意見があることから、常夜灯の明るさについて検討することを求める。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、夜間・就寝等においても、一定の照度を確保する必要があり、現状のままとする。
255	松山少鑑	R4. 3. 3	在所者から夕食時間が早いとの意見があることから、食事の時間について検討することを求める。	夕食時間の変更については、松山学園との共同炊さん体制、温食給与及び食中毒防止の観点から現状の時間からの変更は難しい。
256	松山少鑑	R4. 3. 3	冷暖房設備について、設備の充実や柔軟な運用により改善が進んでいるが、引き続き、更なる改善を検討することを求める。	冷暖房設備は、予算事情や施設構造の実情などを勘案し、引き続き設置に向け検討を進める。
257	高知少鑑	R4. 3. 3	視察委員会の存在意義に鑑みて、視察委員会開催回数については、柔軟かつ十分な活動ができるよう予算面について検討していただきたい。	視察委員会の開催回数の増加に伴う予算措置については、当所限りでは対応できないため、視察委員会の要望は上級官庁に報告する。
258	高知少鑑	R4. 3. 3	夕食の開始時間について、現在の設定では早過ぎるため、引き続き検討していただきたい。	夕食時間について、一般社会における生活習慣と比べて早いことは課題として認識しているが、食中毒防止や職員配置上の観点から現状を大きく変更することは困難である。
259	高知少鑑	R4. 3. 3	休日を含む時間外の面会への対応をしていただきたい。	職員配置上の理由により、保安面を含めた業務全般に影響が大きいため、閉庁日を含む時間外の常態的な面会は困難である。特段の事情がある場合については、個別のケースを精査して慎重に対応する。
260	高知少鑑	R4. 3. 3	エアコンの全室設置について引き続き検討いただきたい。	エアコンの全室設置については、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
261	高知少鑑	R4. 3. 3	休日を含め、毎日の入浴について引き続き検討していただきたい。	現在週3回入浴を実施しており、夏季についてはシャワー浴を週の平日2回行っており、これ以上の入浴回数の増加については、職員配置や予算の面から困難であるため、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
262	高知少鑑	R4. 3. 3	消灯時間を遅くすることについて引き続き検討していただきたい。	消灯時間の変更については、職員配置上の事情から対応が困難である。受験を控えているなどの個別の事情があれば柔軟に対応する。
263	高知少鑑	R4. 3. 3	就寝時の照度調整について引き続き検討していただきたい。	就寝時の照度を低くすることは、保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から困難である。
264	高知少鑑	R4. 3. 3	食事量を変更し、弾力的に運用できるよう検討願いたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令等で定められている。妊産婦や体位が著しく異なる者については、健康の保持上必要があると認める場合、通常と異なる内容及び熱量の食事を給与することができるため、適切に対応していく。
265	高知少鑑	R4. 3. 3	貸出用の書籍について、1日の貸出冊数が少ないという意見がある。貸出冊数を増やすか、当日中に交換ができるようにしていただきたい。	1日当たりの貸出冊数を増加する。
266	高知少鑑	R4. 3. 3	在所者から1時間程度の運動時間を確保してほしいとの声があることから、新型コロナウイルス感染症対策で制約もあることは認識しているが、可能な限り運動時間の確保を検討していただきたい。	新型コロナウイルス感染症対策のため、在所者一人当たりの屋外等での運動時間を短縮せざるを得ないことがあるが、屋外での運動時間が十分確保できない場合は、午後の居室内での運動時間20分に加えて、午前中も居室内で運動できる時間を設定し、おおむね1時間は運動する時間を設けている。
267	高知少鑑	R4. 3. 3	学習機会の確保について、現在、外部講師や教材の活用などで、一定の学習機会は確保されているが、まだまだ十分とは言えない状況であると思われる。外部	学習機会については、十分に確保していると考えており、現状以上の対応は、外部講師の業務都合や職員の業務負担の観点から困難である。また、教材

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			講師の授業コマ数を増やしたり、教材の質問時間を設けるなど、希望する在所者については学習機会が確保される方策を検討していただきたい。	の質問時間については、食事や就寝等の時間を除き、常時職員が対応しているところ、更に周知を図ることとしたい。
268	高知少鑑	R4. 3. 3	近年、入所が少ないこともあり、意見・提案書の提出がほとんどなく、積極的に面接を希望する在所者も少ないため、今後もより多くの提案、意見が寄せられるよう、引き続き協力されたい。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明を行っていく。
269	福岡少鑑	R4. 3. 15	小倉少年鑑別支所に、福岡少年鑑別所とは独立した別個の少年鑑別所視察委員会を設けることにつき、上級官庁に要請するよう引き続き求める。	視察委員会の要望については、引き続き上級官庁に報告することとしたい。
270	福岡少鑑	R4. 3. 15	オンラインにより本・支所の幹部職員が同時に出席する視察委員会を開催するよう、引き続き求める。	引き続き、既存のテレビ遠隔通信システムを活用し、福岡少年鑑別所と小倉少年鑑別支所をオンラインで接続し、視察委員会を実施することとしたい。
271	福岡少鑑	R4. 3. 15	在所者が視察委員会に意見を伝えやすいよう、視察委員会の存在とその役割を確実に伝達するとともに、視察委員会が検討した в 在所者への周知方法の実施にも協力するよう求める。	在所者に貸与する「生活のしおり」や職員によるオリエンテーション時において、視察委員会の存在とその役割を確実に周知させるほか、視察委員会から周知方法が提案された場合は、可能な限り協力することとしたい。
272	福岡少鑑	R4. 3. 15	在所者の居室内の温度の管理に当たっては、廊下だけでなく各居室内の温度をしっかりと確認するとともに、在所者が寒さや暑さを感じた際には、職員に申しやすいよう配慮することを求める。	在所者が入室する居室内の温度を定期的に確認し、記録するほか、在所者が暑さや寒さに関する申出をしやすいよう、職員からの声掛けを励行することなど、引き続き配慮を行うこととしたい。
273	福岡少鑑	R4. 3. 15	福岡少年鑑別所について、特に冬季の室温維持に関して建物の老朽化による困難性が顕著であり、抜本的な改善を上級官庁に要請するとともに、実現されるまでの間、在所者の暑さ及び寒さを回避するための柔軟な対応を検討されたい。	建物の改築等については、当所限りでは対応が難しいので、引き続き上級官庁との調整等を行うこととしたい。また、それまでの間、暑さ寒さを回避するための方策を引き続き検討し、可能な限り対策を講じていくこととしたい。
274	福岡少鑑	R4. 3. 15	福岡少年鑑別所において、在所者に温かい食事を提供すること及び食事の一部として汁物を提供することの重要性について上級官庁等に伝え、予算措置を含む改善の方策を検討するよう、引き続き求める。	温かい食事を提供すること及び食事の一部として汁物を提供することの重要性及び予算措置の必要性について上級官庁等に伝えたとともに、引き続き改善の方策を検討し、可能な限り対策を講じていくこととしたい。
275	福岡少鑑	R4. 3. 15	福岡少年鑑別所において、地方公共団体の図書館と連携して書籍等の貸出しを行う取組を今後も継続するとともに、在所者の意見も取り入れながら、更に幅広い書籍等に接することができるよう、書籍等の整備に努めることを求める。	地方公共団体が運営する図書館と連携した書籍の貸出しのほか、在所者の意見も取り入れた書籍等の整備等について、引き続き実施することとしたい。
276	福岡少鑑	R4. 3. 15	在所者が少年鑑別所内で学習に使用したノートや、書き込んだドリル類について、退所時に持ち出せるよう検討することを求める。	当所が貸与している自由帳や学習ドリルについては、一般に販売されているものではなく、その記載内にも「少年鑑別所」という文言が使用されていることから、所外へ持ち出させることは適当でないが、在所者の自弁に係るノートや教材類については、従前から書き込み及び持ち帰りを可能としており、在所者から問合せ等がなされた場合はその旨を引き続き説明することとしたい。
277	福岡少鑑	R4. 3. 15	在所者から、職員から付添人面会時の内容を尋ねられて不信感を抱いたとの申出があったことについて、貴所において在所者と付添人の秘密交通権を妨害する趣旨があったとは考えられないが、付添人との面会が無立会でなされることの趣旨を十分に踏まえ、在所者が不信感を抱くことがないよう徹底されたい。	在所者が付添人と面会后、在所者の心情把握等を目的として職員が声掛けをする際には、付添人との秘密交通を妨害する趣旨ではないことが十分に伝わるよう徹底する。
278	福岡少鑑	R4. 3. 15	在所者が発送する信書の差出人住所に少年鑑別所住所を記載させることについて、在所者から、少年鑑別所に入所していることが分かってしまう可能性があるため、やめてほしいとの訴えがあったことから、必要に応じた配慮を検討願いたい。	差出人住所を記載していない郵便物の発信を申し出てきた在所者に対しては、不着等により返送される際に支障が生じるなどの問題があることを説明し、差出人住所を記載するかどうかの意思を改めて確認した上で、発送手続を取れるよう配慮することとしたい。
279	福岡少鑑	R4. 3. 15	2022年1月から普通郵便の翌日配達がなくなるなど、在所者が外部と接触を図る方法に社会的変化が生じており、在所者に不利益が生じないよう、可能な限り工夫することを求める。	信書の内容、目的等を勘案し、必要性が認められる場合には、速達便や電報を利用させることなどについて生活のしおりにも記載しているところ、改めて説明するなどの配慮をすることとしたい。
280	福岡少鑑	R4. 3. 15	特定少年の処遇、鑑別に当たっては、引き続き健全育成の観点から少年法上の少年にふさわしい扱いが継続されるよう求める。	特定少年を含め、在所者の処遇や鑑別に当たっては、関係法令の規定に則り、引き続き適正に実施する。
281	福岡少鑑	R4. 3. 15	職員間の円滑な人間関係の形成や維持に配慮し、風通しの良い職場となるように努めることを引き続き求める。	職員の相互援助体制や一体感の醸成等に配慮し、引き続き良好な職員関係が維持できるよう努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
282	福岡少鑑	R4. 3. 15	職員に対する研修の充実や、能力向上のための研さんへの支援を検討するよう求める。	効果的かつ計画的な職員研修の実施はもとより、関係学会や外部講習会等への参加についても、可能な限り支援することとしたい。
283	福岡少鑑	R4. 3. 15	少年鑑別所視察委員会の意見書について、少年鑑別所の運営に関する積極的な評価となる記述は、他の少年鑑別所の処遇や視察委員会の視察においても参考になるので、公表することを求める。	視察委員会の要望を上級官庁に報告することとしたい。
284	福岡少鑑	R4. 3. 15	少年鑑別所視察委員会が好ましいものとして評価している少年鑑別所の運営を、「グッド・プラクティス」の例として全国の少年鑑別所間で共有できる仕組みを構築されたい。	視察委員会の要望を上級官庁に報告することとしたい。
285	佐賀少鑑	R4. 2. 21	夕食の提供が午後４時３０分というのは早すぎるため、午後５時又は午後５時３０分とすることを要請する。	調理を佐賀少年刑務所で行っていること、衛生管理上調理後速やかに給与する必要があることから、食事の提供時間の変更は困難である。
286	佐賀少鑑	R4. 2. 21	夕食時刻の変更が困難である場合には、次善の策として、希望者に対して軽食等を夜食として提供する体制を整えることを検討されたい。	平成７年法務省矯医訓第６５９号大臣訓令「矯正施設被収容者食糧給与規程」により、在所者に一日当たり給与する熱量が定められているため、補食の給与は困難である。
287	佐賀少鑑	R4. 2. 21	冬季週３回の入浴に加え、温水を使ったシャワー浴を実施することを要請する。	冬季の温水でのシャワー浴は予算上困難である。御意見は上級官庁に報告する。
288	佐賀少鑑	R4. 2. 21	近隣の住宅から運動場内部が目視できる状態にあることから、上部に目隠しネットを配置するなど一定の対策を講じることを要請する。	目隠しネットを設置することについては、近隣住民の理解を得なければならないなど、当所限りでの対応は困難である。 運動場使用時は可能な限り、近隣住宅から死角になる場所を使用したり、在所者に帽子を着用させたりしてプライバシーの保護に努めている。
289	長崎少鑑	R3. 5. 19	図書交換の機会を利用して、在所者が職員に見られることなく意見・提案書を投かんできることが望ましいことから、意見・提案箱の位置を本棚の隣に変更することを要望する。	意見・提案箱の位置を本棚の隣へ変更した。また、入所時と入所後２週間経過後に、意見・提案箱の設置場所について周知を図ることとした。
290	長崎少鑑	R3. 5. 19	令和３年度、シャワー浴について通年実施することは予算の都合上難しいとの回答を得たが、夏季処遇期間（６月～９月）の前後１か月だけでもシャワー浴を実施することを要望する。	シャワー浴について、夏季処遇期間（６月～９月）に加え、在所者数や業務の状況を考慮しながら１０月末まで延長することとした。
291	長崎少鑑	R4. 3. 1	夏季処遇時以外にも、一年を通してシャワー浴が毎日実施できないか検討されたい。	予算上の問題のほか、最低限の勤務人員で業務に当たっており、入浴対応職員の確保が困難である。引き続き、可能な範囲で対応するよう検討したい。
292	長崎少鑑	R4. 3. 1	夕食の時間を午後４時半より遅くできないか検討されたい。	弁当業者については単年度契約であることから、今後業者の変更の可能性はあるものの、令和４年度も令和３年度と同じ業者との契約である。当該業者と調理開始時間や配達時間等の変更について協議したが、調理準備や他の配達先との関係もあり、調理開始時間や配達時間を遅らせることはできない旨の回答であった。食品衛生上、調理終了後２時間以内である午後５時までに喫食させる必要があるため、現在のところ、夕食の時間を午後４時半より遅くすることは難しい状況である。
293	熊本少鑑	R4. 3. 24	少数ではあるが、一部の在所者から、食事について、魚の頻度が多い、朝食の量が足りない、柔らかすぎる等の意見があったことから、可能な限りバリエーションに富んだ食事を提供するよう要望する。	頂いた御要望を弁当納入業者に伝え、改善を検討する。
294	大分少鑑	R4. 3. 29	在所者の入浴又はシャワーの回数を増やすようにされたい。	入浴の回数については、関係法令の基準を満たしながら、在所者の保健衛生上の配慮をした上で、当所の予算や職員配置の状況を踏まえて決定しているものであるが、今後は可能な範囲で、職員配置に工夫を凝らすなどしながら、入浴又はシャワーの回数の増加について検討を続けたい。
295	大分少鑑	R4. 3. 29	男子在所者の各居室にもエアコンを配備するようになされたい。	電気整備の構造上の問題や予算上の問題等により、男子在所者の居室各室にエアコンを直ちに設置することは困難である。要望については上級官庁に報告することとしたい。
296	宮崎少鑑	R4. 3. 28	令和３年度の第１回視察委員会は８月５日に実施しているが、コロナ禍が比較的落ち着いた６月から７月にかけて第１回を開催していれば、令和３年度は５回開催できていた可能性もあるため、令和４年度は早期の開催を希望する。	令和４年度は、市中の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、早期開催の実現のための調整を行い、第１回目を５月２６日に開催する予定である。
297	宮崎少鑑	R4. 3. 28	少年鑑別所から視察委員に対し、積極的に会議に出席するよう働き掛けを行うことを求める。	令和４年度に新たに推薦を受けた委員に対し、早期に視察委員会の組織や役割、職務等について説明

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				し、積極的に同会議等へ参加するよう働き掛けを行うこととした。
298	鹿児島少鑑	R4. 3. 23	入所時のオリエンテーションのみでは、施設における生活要領の把握や保安警備上の職員の言動を理解するのは困難であることから、在所者にはその都度分かりやすく丁寧に生活要領等の説明をするよう要望する。	入所時オリエンテーションや生活のしおりにおいて丁寧に説明することのみでなく、これまで以上にその都度丁寧な説明を行うこととした。
299	那覇少鑑	R3. 8. 5	少年鑑別所が用意しているシャンプー（リンスインシャンプー）を使用すると、髪がぼさつく、ふけが出るなどの意見があるため、今後も在所者からの改善の要望が続くようであれば、商品の変更について検討されたい。	在所者に使用させているシャンプーは、宿泊施設等でも一般的に使用されている商品であり、視察委員にも当該シャンプーを提示し、問題ないとの回答を得ているが、今後も同様の申出が続くようであれば、商品の変更についても検討したい。 なお、在所者本人が希望すれば、シャンプー及びリンスの差入れ、購入は可能である。
300	那覇少鑑	R3. 8. 5	毎日入浴したいという意見があるため、実施について検討されたい。	予算及び職員配置の都合から、毎日の入浴は困難である。 なお、入浴の回数は、関係法令に基づく最低限の必要な回数よりも、多く確保している。
301	那覇少鑑	R3. 10. 7	運動について、複数の在所者から運動時間が短いという意見があるため、できる限り、戸外での運動時間が1時間確保されるよう要望する。	現在、新型コロナウイルス感染症対策として、入所後2週間は、単独で運動を実施させるなどしており、戸外運動の時間を1時間確保することは困難である。戸外運動の時間を少なくとも30分以上確保した上で、残りの時間を居室内で運動させるなど、可能な限り戸外運動の時間が長くなるよう対応しているが、今後も市中の感染状況も踏まえつつ、戸外運動の時間確保に努めたい。
302	那覇少鑑	R3. 12. 2	複数の在所者から、一部の職員が担当の際、運動の内容がシャトルランだけであったとの意見があるため、運動の内容を決定する際は、運動が持つ役割や意味合いを尊重し、法の趣旨を損なわないようにされたい。	新型コロナウイルス感染防止対策で、接触等が少ない種目の選定に配慮しており、シャトルランを行う場合も、シャトルランのほか、ストレッチや準備運動を行っている。また、日替わりで種目を変更し、バスケットボールやキャッチボールなども行っている。引き続き、運動の種目は、偏りがないように選定していく。
303	那覇少鑑	R3. 12. 2	自弁で購入できる弁当の種類を増やしてほしいという意見があるため、多様な選択がなされるよう検討されたい。	現在の自弁購入できる弁当については、価格、在所者の嗜好、メニュー変動性、供給の安定性等を総合的に勘案して選定しているが、条件に対応できる弁当納入業者は限られており、種類を増やすことは極めて困難であるため、現状のままとした。
304	那覇少鑑	R3. 12. 2	退所時アンケートに、在所者との会話の際に、職員が物に当たるなどの意見が一部認められたため、職員は自身の言動に注意するよう要望する。	在所者への言動につき、全職員に注意喚起を行った。引き続き、在所者に対して丁寧な対応を継続していく。